

文化芸術振興計画

佐伯市 文化芸術 交流のまちづくり計画

～人と地域と未来が輝く！楽園ミュージアム～

令和3年3月
大分県佐伯市

佐伯市文化芸術振興計画 市長あいさつ



文化芸術とは何でしょうか。それは、私たちの生活そのものです。文化芸術と聞くと、堅苦しく感じる方もいるかもしれませんが、例えば音楽を聴いて自分を鼓舞し、映画に涙したことがある方は多いことでしょう。それこそが文化芸術の持つ力です。本計画は、文化芸術の力を原動力とし、産業・観光・子育て等の他分野と積極的に連携を図ることで、心豊かなまちづくり・ひとづくりにつなげることを目的に策定いたしました。

グローバル化によって社会が均質化する現代において、地域の魅力を高め多様性を発信していくことは重要です。

佐伯市は、3方を山に、1方を海に囲まれた、903 平方キロメートルの九州で最も広い面積を有しています。広大な市域を背景に生まれ、継承されてきた「佐伯文化」を、市民の皆様とともに再発見し、新たな文化創造へとつなげ、佐伯市の魅力を引き出していくことが重要と考えております。それぞれの地域が育んできた魅力を大切にしながら、どの地域でも市民が文化芸術に親しみ、楽しむことができる「楽園ミュージアム」の実現を目指します。本計画の策定を機に、文化芸術を通じて活気あふれる佐伯市となるよう、市民の皆様と共に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた策定委員会の委員をはじめ、高校生ワーキンググループ、アンケートや文化芸術フォーラム、パブリックコメント等で貴重なご意見をお寄せいただいた全ての皆様に心より御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

佐伯市長

田中利明

目 次

第1章 文化芸術振興計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象となる文化芸術の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 文化芸術を取り巻く環境と課題

- 1 文化芸術に関する大分県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 佐伯市の歩みと現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 佐伯市の文化芸術に関するアンケート調査・分析・・・・・・・・・・ 8
- 4 佐伯市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 文化芸術振興計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 目指す将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 文化芸術振興計画の推進

- 1 推進体制と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

参考資料

- 1 文化芸術フォーラム要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 佐伯市文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 佐伯市関連施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 50
- 5 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 52
- 6 文化芸術基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第1章 文化芸術振興計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

(1) 計画の目的

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、心をつなぎ、多様性を受け入れる豊かな感性を育みます。また、これまで培ってきた歴史や伝統を受け継ぎ、文化を継承し創造していくことは、地域の魅力を育むとともに、人々の心のよりどころとして地域社会を支えるものです。

佐伯市は、903平方キロメートルに及ぶ九州で一番広い面積を持ち、豊かな自然に恵まれ、歴史・文化においても様々な魅力を有する素晴らしい地域です。一方で、地域経済の停滞や深刻な少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティの弱体化など様々な課題も抱えています。

先行きが不透明な時代の中にある今こそ、人知れず消えていく価値のある地域固有の魅力を、佐伯市民全体で探求し、共有し、守っていくことが重要です。また、文化芸術の力で、地域の可能性を花開かせ、多くの人々の心を潤し、目に見える形で夢を実現することは、佐伯市の誇れる価値を共に創り上げるものであり、まちの活性化に繋がります。

これからのまちづくりにおける文化芸術の役割を再確認するとともに、市民、各種文化芸術団体、行政等の役割分担を明確にし、新たな文化創造と、文化芸術を活かしたまちづくり・ひとづくりに繋げることを目的とし、本計画を策定します。

(2) 計画策定の背景

国においては、2001(平成 13)年に、文化芸術を総合的に振興するため「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術の振興にあたっての基本理念、地方公共団体における責務が示されました。2017(平成 29)年には、「文化芸術振興基本法」の一部を改正し、「文化芸術基本法」が施行されました。これまでの文化芸術振興をさらに充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野と有機的に連携し、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことが謳われています。

佐伯市では、2020(令和 2)年 10 月に、ホールを有する多機能な複合施設として、さいき城山桜ホールがオープンしました。さいき城山桜ホールでは、「市民の想いをかたちに」するため市民参加の組織による検討が行われ、市民主導の企画提案などが行われています。2018(平成 30)年に策定された「第2次佐伯市総合計画」では、さいき城山桜ホールを核とし、文化芸術の促進やツーリズムの推進、食育の活動拠点などの多彩な活動や人の交流の拠点として賑わいの創出が期待されています。

このような背景をもとに、文化芸術のもつ力に着目し、活用するため、佐伯市における文化芸術の基本理念を定め、戦略的な施策を展開していきます。

関連法律

【文化芸術推進基本計画/2018（平成30）年3月閣議決定】

文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定しました。「文化芸術の多様な価値を活かして、未来をつくる」ために、今後5年間（2018(平成30)年度～2022(令和4)年度）を見通した計画です。

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律/2012(平成24)年6月施行】

劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図るために制定された法律です。

【障害者による文化芸術活動の推進に関する法律/2018(平成30)年6月施行】

障がい¹のある人の文化芸術活動を推進するとともに、その個性や能力を発揮し、社会参加の促進を図るための法律です。

2 対象となる文化芸術の範囲

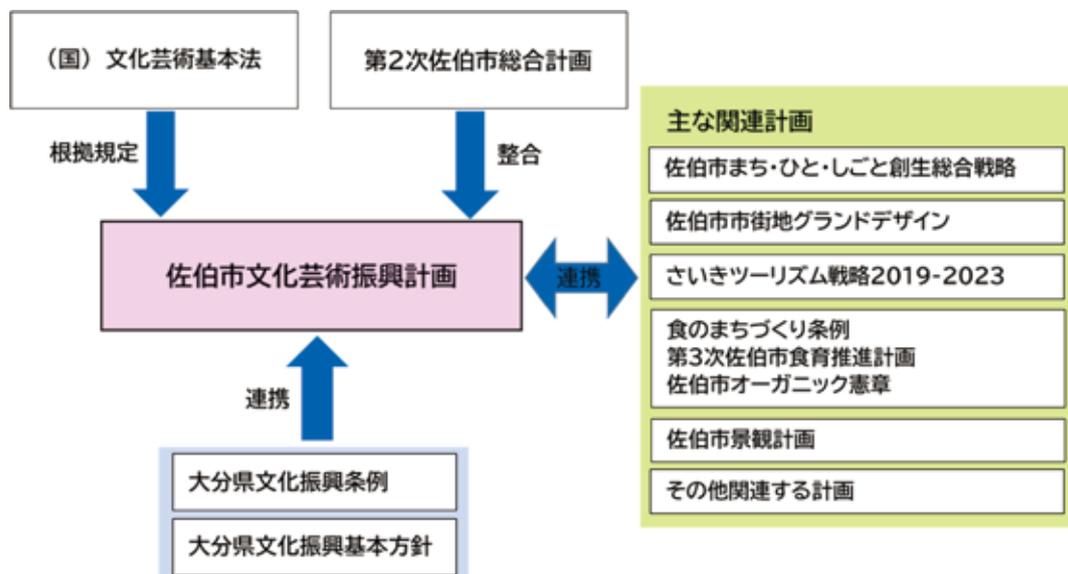
本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法に示されているもの（「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽」「文化財」）を基本とし、これまで培われてきた佐伯の特性を踏まえ、「芸術」「伝統芸能」「生活文化」、「文化財」の4項目に整理します。

項目	内容
芸術	音楽（歌唱含む）、ミュージカル・演劇、舞踊、美術、写真、書道、陶芸・工芸、文学、映画、漫画・アニメーション、その他の芸術
伝統芸能	神楽、杖踊り、落語、その他の伝統芸能
生活文化	茶道、華道、食文化、国民娯楽、その他の生活文化
文化財	有形及び無形の文化財、戦争遺構、地域資料等

¹ 佐伯市では障がいのある方の想いを大切に、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いず、ひらがなで表記することとしています。

3 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定します。また、本計画は本市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」、その他の関連計画及び大分県の関連指針との整合性と連携を図り策定するものです。

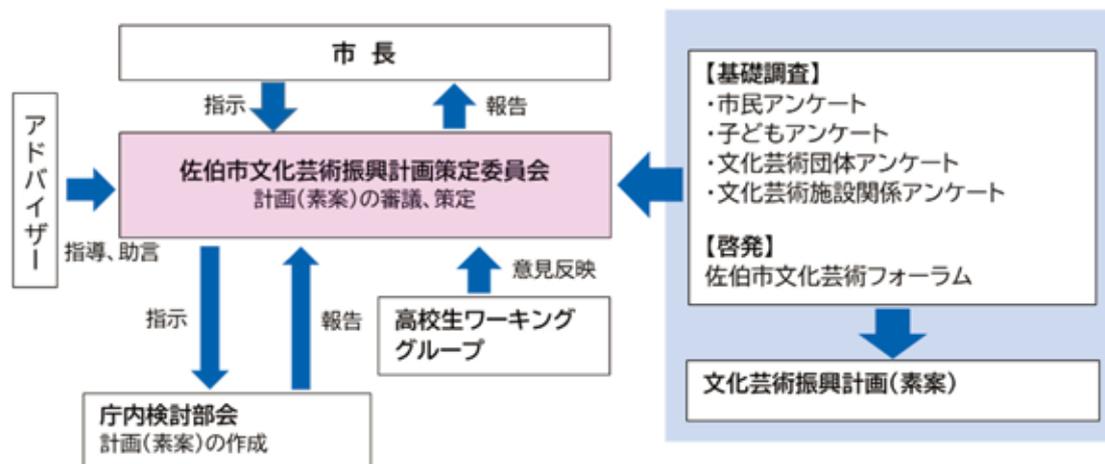


4 計画の期間

第2次佐伯市総合計画との整合性を図るため、2021(令和3)年度から2027(令和9)年度までの7年間の計画とします。

5 計画の策定体制

学識経験者、文化芸術団体の代表者、市民等から構成される策定委員会を設置しました。策定委員会では、市内高校生によるワーキンググループへの意見聴取や、市民アンケート等のアンケート調査を踏まえ、必要な調査・審議を行い、佐伯市文化芸術振興計画(素案)を作成しました。



6 計画策定の経過

年	月	内 容
2020 (令和2)年	5月	第1回 佐伯市文化芸術振興計画庁内検討部会
	6月	第1回 佐伯市文化芸術振興計画高校生ワーキンググループ会議
		第1回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
	8月～9月	アンケート実施
	10月	第2回 佐伯市文化芸術振興計画庁内検討部会
		第2回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
		第2回 佐伯市文化芸術振興計画高校生ワーキンググループ会議
	11月	文化芸術フォーラム
		第3回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
	12月	第3回 佐伯市文化芸術振興計画庁内検討部会
第4回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会		
2021 (令和3)年	1月	令和3年第1回佐伯市教育委員会に議案提出
	1月～2月	パブリックコメント
	3月	第5回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
佐伯市文化芸術振興計画策定発表・記念講演会		

第2章 文化芸術を取り巻く環境と課題

1 文化芸術に関する大分県の動向

大分県では、2004(平成 16)年に文化振興に取り組む県の姿勢と責務を明らかにした「大分県文化振興条例」を制定し、2016(平成 28)年には大分県文化振興基本方針が策定され、文化の担い手が一人ひとりの県民であることを認識し、県民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重することとしています。また、文化振興の基本視点を、「人」を育て活かす、「伝統」を活かす、「本物」の文化にふれる、「創造県おおいた」の取組、「芸術文化ゾーン」の誕生、というキーワードによって集約し、様々な施策展開を図っています。

また、2018(平成 30)年 10 月 6 日から同年 11 月 25 日までの 51 日間において、国内最大の文化の祭典である「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018、第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会（以下「国民文化祭」という。）」が県内の 18 市町村で開催され、大分県内の文化芸術の振興に対する機運が高まりました。

2 佐伯市の歩みと現状

(1) これまでの佐伯市

江戸時代の佐伯市域は、佐伯藩と岡藩（宇目）に分かれていました。初代佐伯藩主毛利高政（もうりたかまさ）は番匠川河口に佐伯城と城下町を築き、豊後水道に面する浦方と平地の少ない山間部の農村を藩政の基盤としました。以後、江戸時代の 270 年間 12 代にわたって毛利氏の時代が続きました。藩の財政は、海の恵みに支えられ豊かだったといわれています。佐伯藩の 8 代藩主毛利高標（もうりたかすえ）は学問好きで知られ、「四教堂（しこうどう）」や「佐伯文庫」を開設しました。佐伯藩はこの開設をきっかけに、学芸が振興され、多くの文化人を輩出し、藩に繁栄をもたらしました。

1877(明治 10)年に勃発した西南戦争では、宮崎県との県境の蒲江や直川・宇目地域の山間部が戦場となりました。現在でも、多数の台場跡が史跡として残されています。

また、1893(明治 26)年から 10 か月間、当時ジャーナリスト、政治家として活躍していた矢野龍溪の紹介で、文豪国木田独歩が鶴谷学館の教師として赴任し、佐伯市を舞台とした「源叔父」、「春の鳥」等の小説を残しました。国木田独歩が過ごした当時の坂本邸は、2003（平成 15）年に城下町国木田独歩館として開館し、明治の面影を残しています。

昭和に入ると佐伯湾に面した海岸部に海軍基地ができ、軍事都市として発展します。1934(昭和 9)年に佐伯海軍航空隊が、1940(昭和 15)年には佐伯防備隊ができ、真珠湾攻撃の際には佐伯湾から連合艦隊機動部隊の一部が発進しました。軍都ゆえにたびたび空襲を受け、一般市民も犠牲となった歴史もあります。佐伯市では、これら過去の大戦について検証し、平和な世界を築くため、ひとりひとりができることを考える場として 1997（平成 9）年に平和祈念館やわらぎを開館しました。

(2) 現在の佐伯市

2005(平成 17)年3月3日に1市5町3村が合併し、903 平方キロメートルの九州一広い面積を有する「新佐伯市」が誕生しました。2015(平成 27)年3月には待望の東九州自動車道が開通し、主要都市への移動時間の短縮により産業や経済、地域交流の活性化が図られました。

一方で、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化を受け、空家・空き地の増加による中心市街地の空洞化が進行し、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2015(平成 27)年 72,211 人だった佐伯市の人口は、2045(令和 27)年には、41,738 人まで減少すると推計されています。

2018(平成 30)年の3月に策定した「第2次佐伯市総合計画」では、基本政策として「さいき7つの創生」を掲げ、文化芸術の分野として【教育文化】の項目の中で、市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承を推進しています。

また、2020(令和2)年3月に策定した「佐伯市市街地グランドデザイン」では、文化芸術交流拠点形成プロジェクトとして、さいき城山桜ホール、三余館、佐伯市歴史資料館が連携した文化芸術交流拠点の形成を図り、周辺と一体となった賑わいのあるまちづくりを行うこととしています。

これらの計画を踏まえ、総合的に文化芸術を振興するために、2020(令和2)年4月に、文化芸術に関する事業を教育委員会から市長部局に移管し、「文化芸術交流課」が新設されました。文化芸術交流課では、市の文化行政の指針となる計画の策定を進めています。

文化施設については、1971(昭和 46)年に開館した佐伯文化会館において、質の高い文化芸術や市民の発表会、吹奏楽の演奏会等数々の催しが行われ、文化芸術活動の拠点として長い間市民に親しまれてきましたが、施設の老朽化に伴いその役目を終え、2020(令和2)年10月に開館した「さいき城山桜ホール」へとその役目を繋ぎました。

さいき城山桜ホールは、新しい文化の拠点施設として、ホール事業の運営や周辺地域と連携したにぎわいの創出、市民の提案の自主事業の企画・実施、市民参画組織に関する事業を行い、あらゆるジャンルの文化芸術活動の展開が期待されています。

Pick up!

「第33回国民文化祭・おおいた2018、
第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の佐伯会場の開催

国民文化祭の佐伯会場として、佐伯市は、国木田独歩が佐伯に赴任していた時代を振り返った回想文「豊後の國佐伯」の一部に曲をつけた「合唱組曲豊後の國佐伯」の復刻演奏会をはじめ、佐伯

創生まちなか芸術祭として、

「南海コレクション里帰りと佐伯の画伯作品展」、

「キヤノンのカメラ歴史展」、

「毛利歴代藩主・正室の墓所公開」、

「文豪ストレイドッグス×城下町佐伯国木田独歩

館スタンプラリーin佐伯」、

佐伯市消防署の壁面を使っ

た「壁画屋さんの7's感性（センス）」を

展開し、佐伯市の歴史と魅力を発信しました。



また、佐伯市民がプロの芸術家や沖縄県の中高生と共演した佐伯市民ミュージカル「タカラとワカ 海を越える軌跡」の公演や、障がい者が主体となって、演劇やダンスなどのステージパフォーマンスを披露した「ユニバーサルデザインフェスタ～アートザウルス～」など市内の様々な場所で芸術体験活動を通じた人材育成も図られ、新たな文化芸術の息吹が生まれました。

2020（令和2）年から、佐伯市民ミュージカルは、国民文化祭のレガシーを引き継ぎ、新たにユニバーサルミュージカルへの取組等を始め、市民参画の場のすそ野を広げています。また、障がい者の芸術体験活動「アートザウルス」も継続的なネットワークづくりにより、規模を拡大したイベントに挑戦しています。

3 佐伯市の文化芸術に関するアンケート調査・分析

(1) 佐伯市文化芸術に関するアンケート調査

本計画の策定に向けた基礎資料として現状のニーズや課題等を把握するため、2020（令和2）年8月～9月にかけて、市民・子ども（小学5年生）・団体・施設を対象にアンケート調査を実施しました。

項目	(ア) 市民	(イ) 子ども	(ウ) 団体	(エ) 施設
対象	18歳以上の市民 1,500人	市内の 小学5年生	市内を活動拠点とする団体	市内の文化施設、 社会教育施設等
調査方法	郵送調査	学校窓口配布	郵送調査・HP	郵送・窓口調査
有効回答	618件（41.2%）	514件（100%）	72団体から回答	25施設（83.3%）

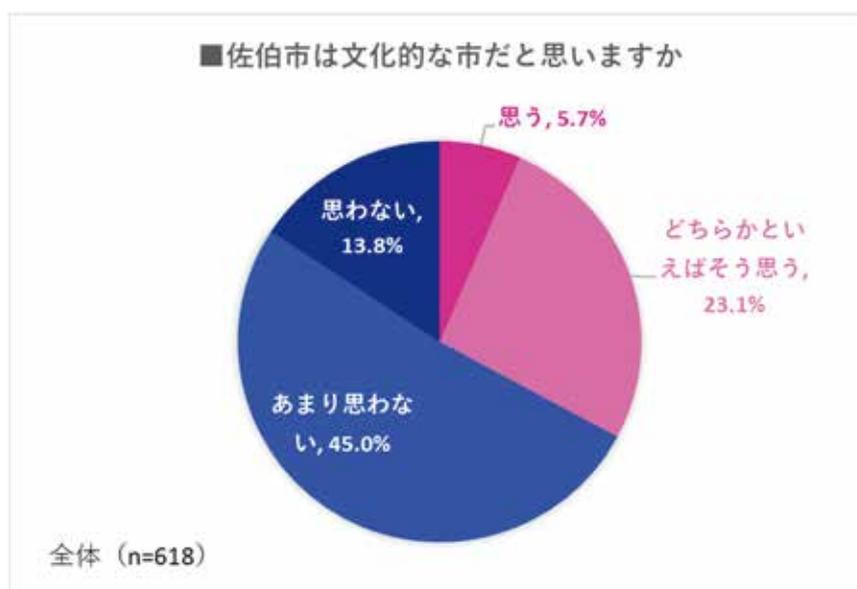
(2) 調査結果

(ア) 市民アンケート

佐伯市在住の18歳以上80歳未満の市民1,500人を無作為に抽出し、郵送にてアンケート調査を実施しました。アンケートは無記名選択式としました。

■佐伯市の文化的都市感

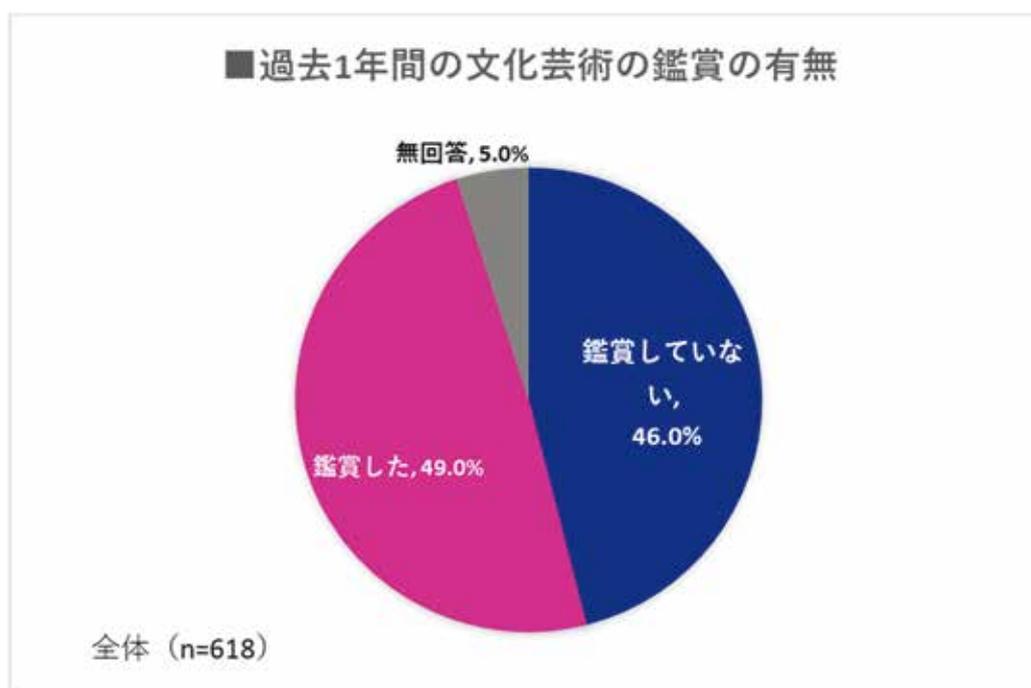
佐伯市が文化的な市だと思うか、という問いに対し、「思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた肯定層は28.8%、「あまり思わない」「思わない」と答えた否定層は58.8%となっており、否定層が過半数を超えています。文化的な都市と思わない理由としては、「文化的な公演やイベントなど鑑賞する機会が少ない」ことが最も高く、次に「文化的な活動やイベントについての情報が少ない、入手しづらい」ことが挙げられています。



■過去1年間で文化芸術の鑑賞状況

過去1年間に文化芸を鑑賞した方は49.0%となっており、美術（絵画、彫刻、工芸など）、音楽（オーケストラ、吹奏楽など）、メディア芸術（映画や漫画など）を鑑賞した方が多くなっています。鑑賞した理由としては、「家族・知人に誘われたため」、「出演者・関係者が知り合いだったため」が約半数を占めています。

鑑賞しなかった理由としては「参加したい内容がない」こと、「時間的な余裕がない」こと、「情報が手に入らない」ことが挙げられています。

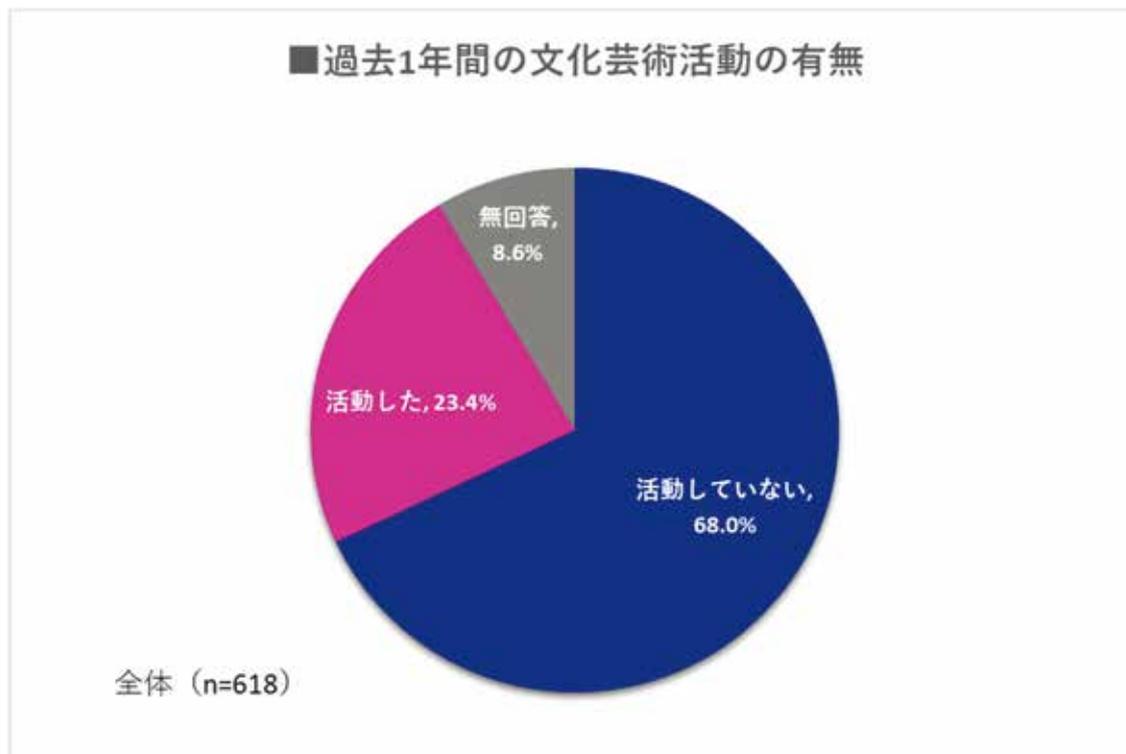


鑑賞した理由	%
家族・知人に誘われた	27.1
出演者・関係者が知り合いだった	22.1
プログラム（内容）に興味があった	20.5
自分の教養・知識を高める	18.5
好きな出演者・作家などだった	17.8
テレビ・雑誌で取り上げられた	9.6
自分の活動の参考になる	7.9
その他	4.0
無回答	3.0

鑑賞しなかった理由	%
参加したい内容がない	24.3
時間的な余裕がない	22.2
情報が手に入らない	15.8
日時の都合が合わない	13.4
仲間やきっかけがない	12.7
会場が近くにない	8.5
健康上の理由	6.3
テレビやDVDなどで見れる	6.3
施設の設備が不十分	1.8
費用がかかりすぎる	1.1
その他	6.7
無回答	0.4

■過去1年間の文化芸術活動の実践状況

過去1年間に文化芸術活動を実践した方は23.4%となっており、生活文化（茶道、華道、書道、盆栽など）が最も多くなっています。また、1年間に文化芸術活動を実践していない方は68.0%と過半数を超えています。その理由として、「時間的な余裕がない」こと、「参加したい内容がない」こと、「仲間やきっかけがない」ことが挙げられています。

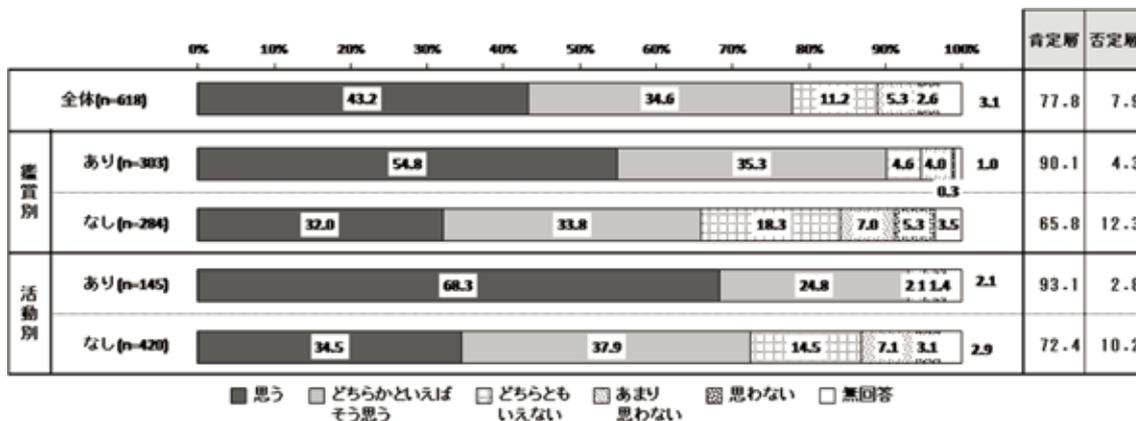


活動を行った理由	%
自分の教養・知識を高める	43.4
家族・知人に誘われた	17.9
自分の活動の参考になる	14.5
出演者・関係者が知り合いだった	11.0
プログラム（内容）に興味があった	11.0
好きな出演者などだった	3.4
テレビ・雑誌で取り上げられた	3.4
その他	6.9
無回答	9.7

活動を行わなかった理由	%
時間的な余裕がない	27.9
参加したい内容がない	23.8
仲間やきっかけがない	21.7
情報が手に入らない	11.2
日時の都合が合わない	10.5
健康上の理由	8.1
会場が近くにない	4.8
費用がかかりすぎる	3.1
託児所やバリアフリーなど施設の設備が不十分	1.0
その他	5.2
無回答	2.9

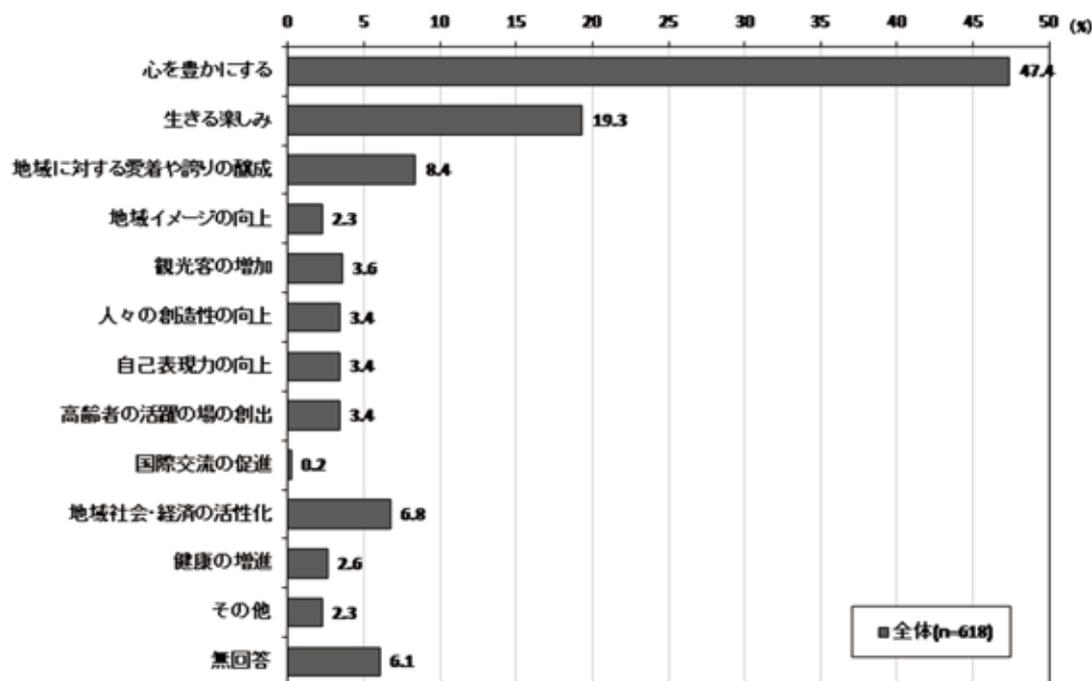
■日常生活の中での文化芸術鑑賞、活動

日常生活での文化芸術の体験や鑑賞の大切さについては、77.8%の方が肯定しており、否定層は7.9%にとどまっています。特に、実際に鑑賞や活動を行っている方が日常での文化芸術の大切さを感じています。鑑賞や活動を通じて、文化芸術の大切さを実感していると推測できます。



■文化芸術の鑑賞・実践を通してもたらされる効果として期待するもの

文化芸術を通じてもたらされる効果として、「心を豊かにする」と答えた方が特に多く、47.4%を占めています。前述の過去1年間の鑑賞及び実践の現状と照らし合わせた場合に、文化芸術の大切さを大多数の方が肯定しており、心を豊かにするものとして期待しているものの、実際には鑑賞や実践を行えていない方が多いという現状が浮かび上がります。

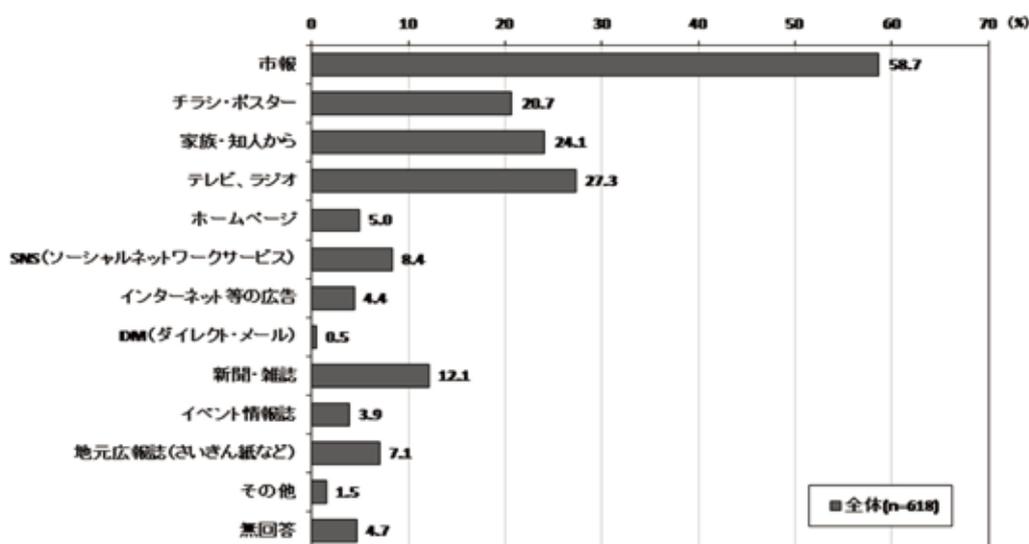


■文化芸術に関する情報の入手媒体

文化芸術に関する情報の入手媒体については、市報が最も高く、テレビ・ラジオ、家族・知人、と続きます。20歳代以降の全ての世代で市報から入手が最も多くなっており、10歳代～30歳代では、SNS（ソーシャルネットワークサービス）からの入手も多くなっています。

また、後述の団体アンケート結果では、団体の情報発信手段として、チラシ・ポスター、SNS、家族・知人、団体ホームページの順で多く、市民の情報入手手段と差があることがわかります。

前述の文化芸術の鑑賞及び実践状況結果から文化芸術の情報が入手しづらいことが市民の文化芸術鑑賞・実践を阻んでいる要因の1つとなっています。市報を通じた情報発信を充実していくとともに、より効果的な情報発信の方法を検討していく必要があります。

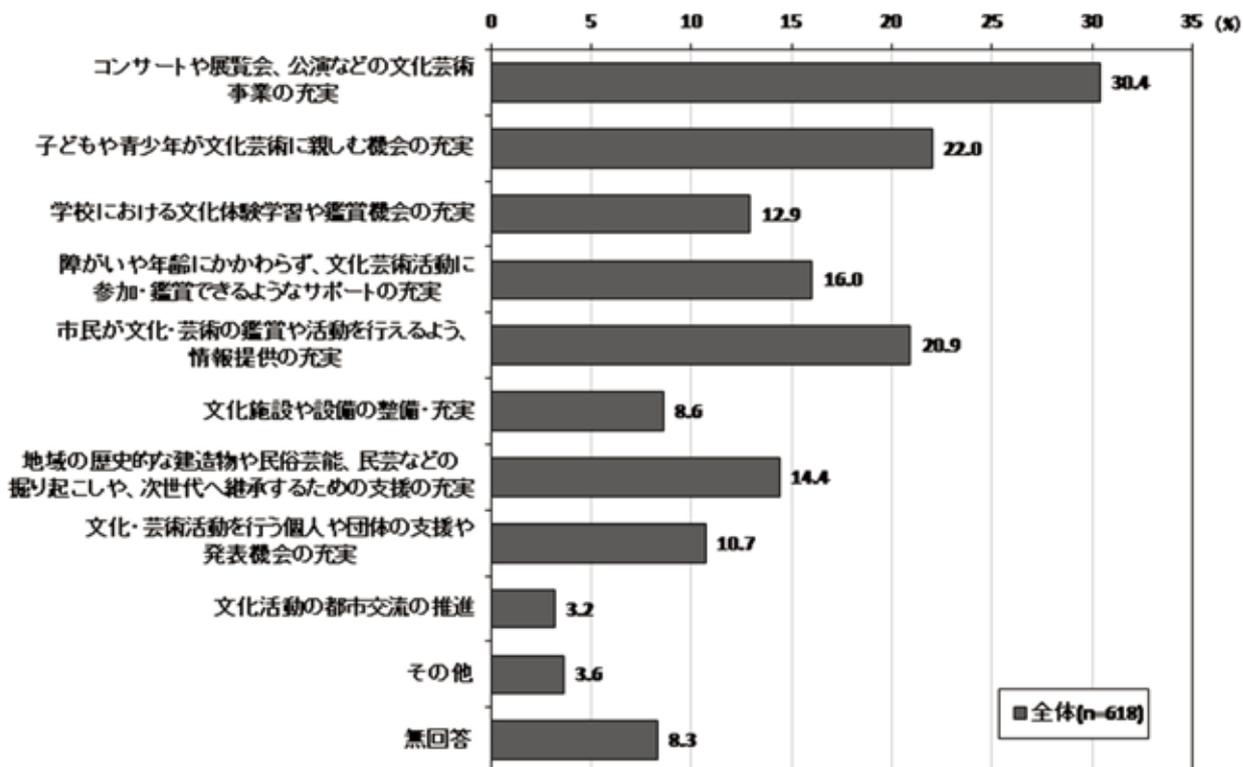


情報入手の方法	サンプル数	市報	チラシ・ポスター	家族・知人から	テレビ、ラジオ	ホームページ	SNS(ソーシャルネットワークサービス)	インターネット等の広告	DM(ダイレクト・メール)	新聞・雑誌	イベント情報誌	地元広報誌(さいぎん紙など)	その他	無回答
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
全体	618	58.7	20.7	24.1	27.3	5.0	8.4	4.4	0.5	12.1	3.9	7.1	1.5	4.7
年齢別	10歳代	12	33.3	33.3	50.0	16.7	-	33.3	-	-	0.0	-	-	-
	20歳代	34	44.1	8.8	41.2	11.8	8.8	38.2	5.9	-	2.9	5.9	-	2.9
	30歳代	51	49.0	19.6	19.6	19.6	9.8	21.6	15.7	-	-	9.8	3.9	2.0
	40歳代	98	57.3	25.0	20.8	25.0	5.2	11.5	4.2	-	0.3	6.3	10.4	1.0
	50歳代	97	58.8	25.8	20.6	38.1	9.3	6.2	6.2	2.1	17.5	3.1	4.1	-
	60歳代	152	57.9	19.1	23.7	30.3	5.3	4.6	3.9	0.7	22.4	3.9	10.5	1.3
	70歳代以上	173	67.6	19.1	24.9	26.0	0.6	-	0.6	-	8.1	1.2	6.4	1.7

(注) **太字**は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

■文化芸術振興のために市が特に力を入れること

市に特に期待することとして、「コンサートや展覧会、公演などの文化芸術事業の充実」、「子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」、「文化芸術の鑑賞や活動を行うための情報の充実」が多く、より市民が文化芸術に親しむための施策を期待していることがわかります。また、「障がいや年齢にかかわらず、文化芸術活動に参加・鑑賞できるようなサポートの充実」も多く挙げられ、年齢やハンディキャップにとらわれない支援が求められています。



(イ) 子どもアンケート

小学生のみなさんが、文化や芸術についてどのようなことに興味があるのか、実際に自分が行う「活動」と、文化芸術を見る「鑑賞」に分け、代表的な文化芸術を項目にして、○をつけるアンケート（複数回答可）方式で行いました。

■どんな活動が好きですか？（多い順）

- ・ ものや道具を使って工作する
- ・ 絵を描く
- ・ 歌を歌う
- ・ 踊りを踊る
- ・ 写真をとる
- ・ 楽器を演奏する
- ・ 動画をつくる
- ・ 地域の祭りに出る
- ・ 茶道をする
- ・ 漫画を描く
- ・ 書道をする
- ・ 演技をする
- ・ おはなし(物語など)をつくる
- ・ 音楽をつくる
- ・ 華道をする
- ・ 俳句や短歌をつくる
- ・ 神楽を舞う
- ・ 落語をはなす

■見たり聞いたりすることが好きなことは何ですか？（多い順）

- ・ 動画をみる
- ・ 映画をみる
- ・ 歌のある音楽を聴く
- ・ 漫画をみる
- ・ 本を読む
- ・ 絵をみる
- ・ 踊りをみる
- ・ 写真をみる
- ・ ものや道具でつくられた工作をみる
- ・ 楽器の演奏をきく
- ・ 地域の祭りをみる
- ・ 昔の建物や文化財をみる
- ・ ミュージカルや演劇をみる
- ・ 神楽をみる
- ・ 落語をきく

インターネット利用の普及により、「活動」「鑑賞」双方において、メディア芸術のジャンルを楽しんでいる子どもが多い傾向があります。その中においても、自らの手による造形表現や身体表現の項目が、「活動」の上位を占めていることから、子どもたちが文化芸術を体感できる機会を増やしていく必要があるようです。

一方で、神楽、落語、俳句、短歌等の伝統文化や生活文化についての項目は上位に上がらず、積極的な普及活動が必要であることもアンケートから浮かび上がってきました。

また、自由記載には数多くの好きな「活動」「鑑賞」が寄せられ、子どもたちの興味の先は千差万別であることがわかりました。

(ウ) 団体アンケート

市内を拠点に活動している団体に対し、現状把握と今後の連携・交流の可能性を探るため、郵送とメール、ホームページを通じて団体アンケートを行いました。伝統芸能や音楽、ダンス等の文化芸術団体のほか、飲食イベント団体や食育団体、障がい者団体、若者の就業支援団体、スポーツ団体等、幅広い団体の回答を得ました。

■会員の最も多い年齢層（多い順3つまで）

- ・70歳代
- ・60歳代
- ・40歳代

■情報発信の手段（多い順）

- ・チラシ、ポスター
- ・SNS
- ・家族・知人から、団体ホームページ
- ・市報
- ・地元広報紙（さいきん紙など）
- ・新聞、雑誌
- ・イベント情報誌

■団体がもつ課題（多い順3つまで）

- ・会員の高齢化
- ・会員の減少
- ・活動場所の確保

■活動を続けていくために必要なこと（多い順）

- ・情報発信の強化
- ・入門講座の実施
- ・活動場所の確保
- ・発表機会の確保
- ・資金援助、人的支援(申請など)
- ・他団体との連携機会の提供
- ・施設の設備

■現在行っている他団体との交流（多い順）

- ・他団体主催事業への参加
- ・メンバー同士の交流や情報交換
- ・公演や展示など発表会の合同開催
- ・自団体主催行事への他団体招待
- ・合同での練習や稽古

■他団体との交流で期待するもの、こと

- ・情報交換、技術の向上
- ・相互間の親睦
- ・意見交換の場
- ・活動や観客の幅の広がり
- ・生きがいづくり
- ・子どもたちの交流
- ・広報、宣伝媒体の共有
- ・連絡網の充実
- ・事務局機能の統合

会員の高齢化や会員数の減少など人材の確保・獲得が大きな課題となっています。また、活動を続けていくための情報発信の強化や、興味ある人を呼び込むための入門講座等、取組の工夫が求められています。他団体との交流を通じて、情報の交換や技術の向上、活動・参加者の広がり、広報宣伝媒体の共有による情報発信の強化も期待されており、各団体が交流しやすい仕組みづくりが必要となっています。

(エ) 施設アンケート

市民にとって文化芸術とふれあえる一番身近な場所である市内の文化施設や、各地域にある社会教育施設等の現状や課題を把握するため、施設アンケートを行いました。

■最も多い利用者年齢層（多い順）

- ・ 70 歳代 ・ 60 歳代 ・ 10 歳代以下 ・ 50 歳代

■施設で行われている文化芸術活動（多い順）

- ・ 舞踊（ダンス、バレエなど） ・ 生活文化（茶道、華道、書道、盆栽など）
- ・ 文芸（文学、俳句、短歌など） ・ 音楽（吹奏楽など）、国民娯楽（囲碁、将棋など）
- ・ 美術（絵画、彫刻、工芸など） ・ 伝統芸能（歌舞伎や三味線など）
- ・ 民俗文化財（地域の祭礼や民芸など） ・ メディア芸術（映画や漫画など）
- ・ 演芸（落語、漫才、大道芸など） ・ 演劇（ミュージカル、オペラなど）

■自館で行っている文化芸術活動の情報提供の有無

- ・ たびたび行っている 40.0%
- ・ たまに行っている 52.0%
- ・ 行っていない 8.0%

■他館で行っている文化芸術活動の情報提供の有無

- ・ たびたび行っている 28.0%
- ・ たまに行っている 20.0%
- ・ 行っていない 52.0%

■文化芸術活動を行う上での施設の課題（記述式）

- ・ 施設の老朽化 ・ 備品の老朽化 ・ バリアフリーの設備が整っていない
- ・ 利用者の高齢化 ・ 少子化 ・ Wi-Fi がない ・ 発表の場がない

施設や備品の老朽化が大きな課題となっています。利用者は 60 歳代以上が非常に多く、バリアフリーなどの利用者の目線に立った施設の在り方が問われています。Wi-Fi の整備など、情報社会の特徴を捉え、若い世代を取り込むためのアイディアも見受けられます。

また、自館で行う文化芸術活動の情報提供を行う館が多いのに対し、他館の活動の情報提供については行っていない館が多い傾向があります。市内全域の多様な活動を、今以上に促進させるためには、情報の配布場所等の広報戦略も検討する必要があります。

4 佐伯市の課題

アンケート調査から、市民が期待する文化芸術の鑑賞や体験が十分に行われていない現状があり、市民がより興味関心を持つことができる質の高い施策を、幅広い年齢層に対し、実施していくことが必要です。また、文化芸術に関する情報が効果的に発信されておらず、市民に届いていないことから、世代に合わせたツールでの情報発信等も含め、広報戦略を検討することも重要な課題です。

さらに、市民が佐伯市の文化芸術として多く挙げた神楽や杖踊り等の佐伯市固有の伝統芸能が、若年層を中心に浸透していない現状があります。これらを保存継承していくためにも、伝統芸能にふれる機会を増やし、市民の共有財産として次世代へ繋げる取組が喫緊の課題です。また、文化芸術団体においても担い手の高齢化や、若い世代の人材不足、会員数の減少という類似課題の中で、どのように活動を盛り上げていくかということが問題となっています。

各種アンケートのほか、策定委員会をはじめとする各会議において、数多くの課題が浮かびあがってきました。その中でも、最も根幹となる課題は、市民が語れる「佐伯らしさ」、「佐伯の文化」の創出です。佐伯の文化芸術としての個性は何であるのか、何を振興し、次世代に何を残していくのか、様々な文化芸術施策を実施すると同時に、根幹となる佐伯らしさについても研究・調査し、明らかにしていくことが必要となっています。

以下、各種アンケートや各会議、2020（令和2）年11月1日に開催された文化芸術フォーラムのパネリストの提言から抽出された課題（キーワード）を列記しています。

【佐伯市の課題】

<文化芸術鑑賞について>

- 鑑賞や体験機会が少ない
- 興味関心のもてる企画がない

<広報について>

- 文化芸術に関する情報が少ない
- 文化芸術活動に対する相談先がない
- 情報共有と情報発信の場がない

<文化芸術団体について>

- 文化芸術活動の後継者がいない
- 団体の会員数の減少
- 団体間の情報交換や交流の場がない
- 伝統文化を継承する仕組みづくり

<文化芸術活動について>

- 活動発表する機会の充実
- 障がい者も参加できる文化芸術
- 子どもや青少年の文化芸術活動の充実
- 学校との連携

<その他>

- 佐伯市らしさとは何か
- 多文化共生
- 外部からの刺激が必要
- 文化芸術団体に対する支援方法
- 施設間の連携

第3章 文化芸術振興計画の基本的な考え方

1 基本理念

あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、
持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市

文化芸術は、生活に喜びや生きがい、明日への希望を与えるとともに、人それぞれの個性や感情などを自由に表現できる多様さに充ちています。ときに暮らしを揺るがす困難な事態が生じて、文化芸術は、新しい考え方や行動様式を生み出し、未来に向けて一歩を踏み出す原動力になってくれます。また、現代の加速する情報化社会の中で、創造力は商品やサービスの新たな付加価値を生み出す源泉としてその経済的な効果が期待されるなど、多様な価値観が共存するこれからの時代において、文化芸術の育む創造性が様々な分野でますます欠かせないものとなってきています。

佐伯市では、社会的包摂²を基軸に平和で豊かな世界を目指す SDGs³の理念を踏まえ、文化芸術が社会を支えるという観点から、年齢や国籍、性別、障がいの有無等に関係なく、あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、活動に参画できる環境と機会の提供に取り組めます。また、文化芸術を通じたまちの魅力を創出し、地域創生につなげていくことで、心豊かで持続可能な社会の実現を図ってまいります。

² 社会的包摂とは、ソーシャル・インクルージョンの訳語であり、すべての人々を社会の一員として取り込み、支え合うという理念のことをいいます。

³ SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2015（平成27）年9月に国連加盟国193カ国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称です。全ての人が平和と豊かさを享受できることを目指し、環境・経済・社会すべてに関連した「世界を変えるための17の目標」が掲げられ、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

2 目指す将来像

基本理念に基づき、具体的に市民の目指す姿を4つ掲げます。

市民が文化芸術を身近に体感でき、刺激を受けながら毎日をいきいきと暮らしている

たとえどのような時代にあっても、文化芸術は人々の心に豊かにし、創造性と感性を育むとともに、人々の感情に働きかけ、ゆとりや感動を与えてくれるものでなくてはなりません。

佐伯市民は、日々の暮らしの中で、そういった心を動かされるものに出会い、また、その感動を分かち合い、明日への原動力につなげます。

市民が佐伯の郷土文化について理解し、誇りをもって外の人に語ることができる

私たちは、佐伯に「何があるのか」を知っていること、また知ることが大切です。それは、知ることが、興味関心へつながり、地域の魅力を再発見することができるからです。地域の魅力は、佐伯市の根幹となる資源でもあり、新たな価値を見出しながら発信することが必要です。さらに、佐伯市民はこの土地に育まれた生活文化や、郷土文化を学び次の世代に継承します。

市民が、個性を磨き合い、多様性を認め、開かれた心で互いにコミュニケーションを取ることができる

いろいろな人とつながることは大切なことです。相手を知ることができればそこには関係性ができます。佐伯市では、国籍、性別、障がいの有無にかかわらず、様々な年代の方々との交流を進めます。

また、地域の活動を、さらに他の地域との交流や、市外、県外との交流にもすそ野を広げ、多様な価値観を認め合います。

佐伯市の子どもが、生涯を通して、学校教育・社会教育等と連動した文化芸術活動のシャワーを浴びて育っている

子どもたちが優れた文化芸術に身近にふれることや、地域に根ざした文化芸術を学び、体験する機会を提供することは、豊かな感性を育むうえでとても大切なことです。

佐伯市では、乳児の時から文化芸術を体験する機会をつくり、大人になっても文化芸術を深く理解する人づくりを進めます。

3 基本目標

目指す将来像に基づき、次の3つの基本目標を掲げます。この基本目標は、それを実現するための施策の基礎的な考え方を方向付けるものです。

心と感性を刺激する未来志向のひとづくり

「今」は「過去」と「未来」をつなぐものであり、私たちは佐伯の「宝」を受け継ぎ、新しい佐伯の「宝」を育てます。

人と人、地域と地域がつながる仕組みづくり

子どもから高齢者まで、誰もが地域の文化芸術活動に参加できる仕組みや、地域間の交流により、人と人がつながるコミュニティの活性化を図ります。

多様で文化的な市民創造の基盤づくり

年齢、国籍、性別、障がいの有無に関係なく、多様な人々が日々の暮らしの中で文化芸術と関わり、いきいきと暮らすまちをつくります。

4 基本施策

佐伯市の課題を踏まえた計画の理念、目指す将来像、目標を達成するため、必要となる基本的な施策を下記の通り掲げます。

I

親しむ

多彩な文化芸術の振興を図り、市民が親しむとともに、外部からの刺激を呼び込み、多文化に心を開き、「親しむ」環境をつくります。

施策のもととなった課題

- 鑑賞や体験機会が少ない
- 興味関心のもてる企画がない
- 障がい者も参加できる文化芸術
- 外部からの刺激が必要
- 文化芸術団体に対する支援方法

II

つながる（ヨコ軸連携）

各地域や団体の独自性を保ちつつ、地域と地域、人と人が交流するヨコ軸の連携を推進し、「つながる」ことを大切にします。

施策のもととなった課題

- 文化芸術活動に関する情報が少ない
- 情報共有と情報発信の場がない
- 佐伯らしさとは何か（佐伯固有の文化の再確認と文化創造）

III

学ぶ（タテ軸連携）

地域の魅力を感じ、生涯にわたって学ぶことのできる環境を整え、タテ軸の連携や交流を推進し、未来へ継承する「まなび」に取り組みます。

施策のもととなった課題

- 文化芸術活動の後継者がいない
- 伝統文化を継承する仕組みづくり
- 子どもや青少年の文化芸術活動の充実
- 学校との連携

IV

再発見&発信

豊かな佐伯の魅力を「再発見」するため研究し、様々なツールを通じて積極的な「発信」に努めます。

施策のもととなった課題

- 文化芸術活動に対する相談先がない
- 団体の会員数の減少
- 活動発表する機会の充実
- 団体間の情報交換や交流の場がない
- 多文化共生
- 施設間の連携

新しい施策体系図

佐伯市文化芸術振興計画

基本理念

あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市

目指す将来像

- ☆ 市民が文化芸術を身近に体感でき、刺激を受けながら毎日を生き生きと暮らしている
- ☆ 市民が 佐伯の郷土文化について理解し、誇りをもって外の人に語ることができる
- ☆ 市民が個性を磨き合い、多様性を認め、開かれた心で互いにコミュニケーションを取ることができる
- ☆ 佐伯市の子どもが、生涯を通して、学校教育・社会教育等と連動した文化芸術活動のシャワーを浴びて育っている

基本目標

心と感性を刺激する
未来志向のひとづくり

人と人、地域と地域が
つながる仕組みづくり

多様で文化的な
市民創造の基盤づくり

基本施策

I：親しむ

- 施策1**
文化芸術に触れる機会の充実
- (1) さいき城山桜ホール
の活用
 - (2) 三余館の利活用
 - (3) 市街地にある文化施設
以外の展示・発表
 - (4) 外部からの刺激の呼び込み

- 施策2**
文化芸術活動の支援
- (1) 補助金の抜本的な見直し
 - (2) 補助金制度に対する情報提供

II：つながる
(ヨコ軸連携)

- 施策1**
施設間連携
- (1) さいき城山桜ホール・三余館・歴史資料館、3館が連携した「文化芸術ゾーン」の創出
 - (2) 文化芸術推進会議（仮称）の発足

- 施策2**
地域間連携・団体間連携
- (1) 文化芸術ネットワーク会議（仮称）の発足
 - (2) 交流推進補助金（仮称）の検討

- 施策3**
まちづくり（観光・産業・食文化・子育て・障がい者等）連携
- (1) 佐伯市アートフェスティバル（仮称）の開催
 - (2) 障がい者アートの充実

- 施策4**
アーティスト・市民間交流
- (1) アーティストインレジデンスの推進

III：学ぶ
(タテ軸連携)

- 施策1**
佐伯の文化芸術を学ぶ機会の提供
- (1) 佐伯の伝統文化・民俗文化・食文化を学ぶ講座・現地体験ツアー
 - (2) 学校向け文化芸術体験プログラム

- 施策2**
文化芸術に携わる人材育成の推進
- (1) 0歳から始めるアート教育プログラムの推進
 - (2) アート教室の拡大
 - (3) さいき城山桜ホールサポーター活動の推進

- 施策3**
世代を超えた交流・コミュニケーションの場づくり
- (1) 地域と創るこども・市民ミュージカル
 - (2) 世代を超えてつくるアート作品
 - (3) アート大学（仮称）の検討

IV：再発見
&発信

- 施策1**
地域文化の調査・研究
- (1) アートラボ事業
・ 伝統文化
・ 佐伯市にゆかりのあるアーティスト
・ 佐伯の食文化
・ 新たな文化の創造
・ ポータルサイト

- 施策2**
情報発信力の強化
- (1) 佐伯市文化芸術ポータルサイトの創設
 - (2) 戦略的な広報活動

施策の方向と取組

基本施策Ⅰ 【親しむ】

多彩な文化芸術の振興を図り、文化芸術が育つ土壌をつくります

施策1 文化芸術に触れる機会の充実

市民が文化芸術を身近に感じ、親しみをもって楽しむためには、必要な環境の整備を行い、発表・展示等の機会を充実させることが不可欠です。加えて、文化芸術施設以外の場所を活用し、特別な場所で特別に味わう文化芸術だけではなく、日常生活に溶け込むような文化芸術の浸透を図ります。また、市民の心を動かす感動体験につながる質の高い文化芸術を呼び込み、提供する施策も積極的に推進します。

(1) さいき城山桜ホールの活用

さいき城山桜ホールは、多彩な機能を備えた大ホール、小ホール、スタジオ・会議室・食育活動室・創作工房があり、文化芸術の拠点として様々な分野のイベントを開催することができます。とりわけ大ホールの可動機能は、従来のホールに比べて自由度が高く、音楽・ダンス等の舞台発表だけでなく、四方を客席で囲むセンターステージや舞台前に張り出させる仮設ステージ、客席を収納した平土間形式等、アイディア次第でさまざまな活用が可能です。刺激的で柔軟な可動舞台装置で、市民の「やってみたい」を応援・実現し、市民活動と寄り添った文化芸術を展開するとともに、市民に親しまれ、市民の居場所となるホール空間を目指します。

○参考 さいき城山桜ホール管理運営実施計画

- ・『佐伯 BigBang! ～観せる・味せる・魅せる～』(市民提案型アイデア募集)
- ・カルチャーサロン
- ・劇場体験ツアー&ワークショップ
- ・さいき de 伝統芸能

(2) 三余館の利活用

1988(昭和 63)年から市民の文化・余暇活動の場として親しまれた三余館は、カルチャーサロン事業をさいき城山桜ホールに移管して、2021(令和3)年3月末をもって役割を終えます。今後の三余館の在り方については佐伯市市街地グランドデザインにおいて、さいき城山桜ホールとともに、佐伯市の文化芸術の交流・発信拠点とすることが方向付けられています。三余館を、美術品展示機能を確保し、美術や歴史教育等の普及にも活用できる施設として位置づけ、造形芸術を主体とした活動・展示・交流の拠点として、さいき城山桜ホール・佐伯市歴史資料館と連携を図れる建物への利活用を検討します。

(3) 市街地にある文化施設以外の展示・発表

佐伯市はどの地域で生活をしていても文化芸術に触れることができる、地域に寄り添った環境整備を進める必要があります。

市街地で行っている文化芸術活動について、各地域の公民館を活用した地域巡回型の文化芸術プログラムをつくる等、公民館活用の充実を図るほか、他の公共施設、民間店舗、野外等、今までに文化芸術の発表・展示の場として考えられていなかった場所においても、関係部署と連携しながら積極的な活用を図ります。

(4) 外部からの刺激の呼び込み

佐伯市内において文化芸術活動を楽しむ仲間を増やし、それをまちの活性化につなげるためには、環境整備と併せて、外部からの良質な文化芸術的刺激を受け続けることも重要だと考えます。その感動体験が、心の中にある種を花開かせる原動力となるのです。そのため、近年の文化芸術表現の多様化に理解があり、文化芸術の知識や時代感覚に優れ、佐伯市と多様なアーティストとの懸け橋になる人材を確保し、安定した刺激の供給を図ります。

特に、アートマネジメント・プログラムディレクターの役割は重要であり、舞台芸術、造形芸術及び地域活性化の領域において、制作プロデュース、企画立案、資金調達、鑑賞者開発、広報、マーケティング、権利処理についての課題解決能力等を発揮し、各種文化芸術施策の質の向上を期待します。

また、佐伯市に関わりのある文化芸術だけでなく、外国をルーツに持つ方との文化交流や、市内で暮らす外国人が文化芸術活動に取り組むことができる居場所づくりも積極的に行い、自分たちの文化との違いを楽しめる多文化共生の意識を育てます。

施策2 文化芸術活動の支援

文化芸術活動を行う上で、活動費や発表・展示に必要な経費の調達は重要な問題です。補助金制度の見直しや国内情報の提供等、活動団体が資金の調達を行いやすい環境を整えます。

(1) 補助金の抜本的な見直し

現在、佐伯市が行っている文化芸術団体への補助金は、各地域の文化芸術の在り方の差を埋められないままの形になっているため、抜本的な見直しを行います。

この抜本的な見直しについては、基本施策Ⅱ施策2(1)に示される「文化芸術ネットワーク会議(仮称)」及び基本施策Ⅱ施策1(2)「佐伯市文化芸術推進会議(仮称)」の中で、2021(令和3)年度に方向性を定めます。

(2) 補助制度に対する情報提供

見直した補助金制度については、市民にわかりやすい情報提供及び案内を行います。
また、基本施策Ⅳ施策2(1)に示したホームページ内に、佐伯市の補助金だけでなく、国内の補助金情報を掲載するページを設け、市民が自主的に研究し、財源の確保にチャレンジできる情報提供や応援を行います。

基本施策Ⅱ 【つながる】(ヨコ軸連携)

市内外を含めたヨコ軸の連携や交流を推進します

施策1 施設間連携

(1) さいき城山桜ホール・三余館・佐伯市歴史資料館、3館が連携した「文化芸術交流ゾーン」の創出

さいき城山桜ホール・三余館・佐伯市歴史資料館がある大手前地域は、佐伯市市街地グランドデザインにおいて、城山や“歴史と文学のみち”とつながる城下町エリアに属し、桜ホールを中心とした賑わいの創出と市民活動の活性化を目指す「文化芸術交流ゾーン」としての方向性が定められています。舞台芸術を主体とするさいき城山桜ホールと、造形芸術を主体とする三余館、そして歴史・文化財を主体とする佐伯市歴史資料館が、単館として近隣に存在するだけでなく、それぞれが互いにイベントや講座、広報等の情報共有を行い有機的な連携を図ることで、「文化芸術交流ゾーン」としての認知強化及び各分野の垣根を超えた質の高い文化芸術を市民に提供します。

(2) 佐伯市文化芸術推進会議(仮称)の発足

3館連携については、2020(令和2)年度に設置した佐伯市文化芸術振興計画策定委員、前記3館の代表者及びアートマネージャー等を含めた佐伯市文化芸術推進会議(仮称)を発足し、本計画の進捗管理のほか、各館の年間スケジュールの把握及び調整、戦略的な事業計画や、危機の中での事業継続計画の検討や方向性の確認を行います。併せて、佐伯の文化芸術について「文化芸術交流ゾーン」及び各周辺地域の意識共有を図り、佐伯市全域の連携を目指します。

施策2 地域間連携・団体間連携

(1) 文化芸術ネットワーク会議(仮称)の発足

良質な文化芸術は、人の心を高揚させ、感動、共感及び他者とのコミュニケーションを生み出します。地域の過疎化や人口減少という難題に向けた地方創生の取組の一つとして、今こそ文化芸術をツールとした人と人、地域と地域のつながりを再構築する必要があります。様々な施策を行う上で、常に地域間連携や団体間交流の視点を持ち、具

体的に地域・団体の垣根を超えた話し合いの場を提供します。

前記の佐伯市文化芸術推進会議（仮称）主導のもと、地域に根差した各種団体や文化芸術活動を行う団体が集まり、意見を交わしながら今後の佐伯市の文化芸術を考える文化芸術ネットワーク会議（仮称）を発足します。イベント情報の共有や新しいコラボレーションの可能性を探るなど、地域同士、団体同士が手を繋いで安定したイベントの基盤づくりを目指します。

（2）交流推進補助金（仮称）の検討

地域間・団体間の連携促進の一環として、他の地域や他の団体と合同で企画した文化芸術の発表・展示が対象となる補助金の検討を行います。

施策3 まちづくり（観光・産業・食文化・子育て・障がい者等）連携

（1）佐伯市アートフェスティバル（仮称）の開催

「佐伯市文化芸術の日」を毎年定め、佐伯市アートフェスティバル（仮称）を開催します。各地域で生まれた文化芸術が一堂に集まり、総合文化芸術祭を行うことにより、文化芸術の分野だけではなく、様々な分野とも連携し、市内外の人々を呼び込む催しを行います。

（2）障がい者アートの充実

障がいのある方が、様々な文化芸術活動を体験しやすい環境を整え、より自由に、気軽に、自然に、創作した作品を発表・発信できる場所づくりと、多くの人たちとの出会いの場となる仕組みづくりを推進します。また、障がい者のアート団体の連携を促進させ、佐伯アートブランドの創出を検討します。

施策4 アーティスト・市民間交流

（1）アーティスト・イン・レジデンス⁴の推進

優れた作品を生み出すアーティストは、人を引き付ける力を持ち、コミュニティの核になる可能性があります。アーティストと市民、今までの創る側と観る側という対面の関係だけではなく、ワークショップや生活の中でのコミュニケーションを通し、新しい関係性の構築を図ります。市民はアーティストによる新たなものの見方を知ることによって視野が広がり、アーティストはふれあいの中で新たな創作へのヒントを得ます。

このアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進し、創作過程の公開や、協同作品

⁴アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外の芸術家を一つの地域に一定期間滞在させ、創作活動を行ってもらう事業のことです。欧米が発祥ですが、日本でも地域振興や活性化の一環として、取り入れる自治体が増えています。

制作及びワークショップ等を通じて、アーティストと市民が交流を持つ機会を増やすことで、地域コミュニティの活性化と市民の心豊かな生活を創造します。

基本施策Ⅲ 【学ぶ】（タテ軸連携）

自分たちのまちにある文化的価値があるものを学び、世代間のタテ軸の連携や交流を積極的に行い、次世代に継承します

施策1 佐伯の文化芸術を学ぶ機会の提供

様々な佐伯の文化芸術を、幅広い年齢を対象にした講座や体験を通して、佐伯の個性としてみんなで楽しく共有します。併せて、佐伯の個性が強まることにより、他の文化との違いを楽しめるグローバルな感覚を身につけることも目的とします。また、文化芸術を通じた世代間交流を積極的に推進し、受け継がれてきたものを次世代に繋げる機会を提供します。

（1）佐伯の伝統文化・民俗文化・食文化を学ぶ講座・現地体験ツアー

教育委員会と連携した伝統文化、民俗文化や、ブランド推進課と連携した食文化を学ぶ講座などに取り組みます。また、座学だけではなく、実際に現地・現物を体験するツアーも併せて行い、体感的に学ぶことができる機会をつくります。

（2）学校向け文化芸術体験プログラム

現在、小中学校向けの文化芸術のアウトリーチ事業としてアート教室を実施しています。今後は、学校を通じ、文化芸術に親しむ環境づくりを推進するために、市内の小・中学校に対し、活用しやすい文化芸術プログラムの提案等を行います。

施策2 文化芸術に携わる人材育成の推進

文化芸術に携わる人材の育成は、教育現場も含め、市民協働へつながる長期的な視点で取り組みます。

（1）0歳から始めるアート教育プログラムの推進

0歳児から6歳児までを対象としたさまざまなアート教育を行います。子どもたちはそれぞれ生まれながらに個性を持っており、乳児の段階から、ひとりひとりの自由な発想や行動を伸ばすことによって、豊かな感性と柔軟な心が育まれます。生涯を通して、文化芸術を生活の中に取り入れ楽しむことができる人材の育成に努めます。

(2) アート教室の拡大

2017(平成 29)年から、市内で文化芸術をリードしているアーティストを講師として登録し、希望のあった佐伯市内の小・中学校へ派遣するアート教室を行ってきました。本計画においても、引き続き登録講師の充実を図りながら、学校に限らず、学びたい場所で学びたい方が受講できるように開催場所等の拡大に努めます。

(3) さいき城山桜ホールサポーター活動の推進

さいき城山桜ホールには、公演部門と企画部門に分かれてイベントのサポートを行う活動があります。サポーターは幅広い世代から集まり、若い世代の活躍も注目されています。自主的に文化芸術の企画を考え、実際に劇場で観客との間を橋渡しする経験は、その後の文化芸術事業の企画や運営に携わる市民を育て、市民主体の文化芸術の振興に繋がることが期待され、今後も引き続き推進します。

施策3 世代を超えた交流・コミュニケーションの場づくり

少子高齢化や核家族化、ライフスタイル等の価値観の多様化や、社会情勢の変化に伴い、世代間のつながりが希薄になっています。このような中で、失われていくコミュニティを、文化芸術の観点から再生・強化を行うために、世代を超えて取り組める事業を重点的に推進します。

(1) 地域と創るこども・市民ミュージカル

教育委員会の表現教育事業として2014(平成 26)年に発足したこども・市民ミュージカルは、今年で7年目を迎え、多くの市民が参画する世代を超えた事業に成長しています。2018(平成 30)年度の国民文化祭では、スタッフを含め子ども 95 人、大人 85 人の総勢 180 人が、7歳(小学1年生)から78歳までの幅広い世代から集まり、プロの芸術関係者や、沖縄県の子どもたち等と共に3時間に及ぶ舞台を作りあげました。

地域や世代を超えた仲間との交流を通じて、コミュニケーション力を磨き合うこの事業は、市民文化創造の場として成長し、文化芸術交流課に事業を移管後も、継続的に活動を行っています。2020(令和2)年11月1日のさいき城山桜ホール開館記念事業(文化芸術フォーラム)では、宇目神楽保存会との共演を行うなど、従来の枠を超えた連携の可能性を示しました。

今後も官民協働で手をたずさえ、県内、九州内、全国への発信を視野に、さらなる交流と活動を推進します。

(2) 世代を超えてつくるアート作品

2018(平成 30)年度の国民文化祭では、世代を超えたアート作品として、佐伯市消防署の壁面にジョーヤラ船をモチーフにした巨大な壁画が描かれ、現在も佐伯市のシン

ボルとして東九州自動車道の佐伯ICを下り市内へやってくる人たちの目を楽しませています。こういった作品作りに携わった市民間で共有された文化は、共通の思い出として強く心の中に残り、繋がりと活力を生み出していきます。文化芸術のジャンルに関わらず、各地域が世代間でつながることができる場づくりを積極的に推進していきます。

(3) アート大学（仮称）の検討

アート大学（仮称）については、文化芸術振興計画に基づき、様々な講座等を開催していく中で、一つのカリキュラムとして集約・編成することが可能であるか検討を行います。年齢制限等を設けずに受講生を募集し、国籍、性別等も関係無く、誰もが興味のある文化芸術を共に学び、交流を持つことができる環境の実現を目指します。

基本施策Ⅳ 【再発見&発信】

佐伯の魅力再発見し、国内外へ積極的に発信します

施策1 地域文化の調査・研究

佐伯市には文化的価値のある宝物が数多くあります。それは、古くから伝わる文化財や伝統文化として継承されてきた神楽等のほか、産業技術や食文化等多岐にわたります。

さらには、今を生きる我々が気づかないまま持っている隠れた宝物も存在しているかもしれません。文化的価値がある佐伯の宝物に気づき（再発見し）、磨き、魅力を高めていくことができれば、それが佐伯市民の誇りに繋がり、相対的なまちの個性として輝くこととなります。佐伯の文化芸術として、私たちが残していかなければならないものは何か、新たに磨かなければいけないものは何であるのかについて、調査・研究を行います。

(1) アートラボ事業

アートラボ事業は、佐伯市にゆかりのある芸術家の作品展示、造形芸術を中心とした書籍を置くアートライブラリー、自由来訪できる創作活動室を展開し、市民誰もが文化芸術に触れ、研究・実践ができる場づくりを行うほか、個人・団体含め、現在市内で行われている文化芸術活動を有益な経済活動に発展させ、文化芸術を通じた交流の活性化を図るため、広報戦略の視点から見た佐伯市の文化的個性の洗い出しや発信方法について、調査・研究を行います。

○主な調査・研究内容

- ・佐伯市内の「伝統文化」について
- ・佐伯市にゆかりのあるアーティストの情報
- ・佐伯の食文化について
- ・新たな文化の創造について
- ・佐伯市文化芸術ポータルサイトの内容について

施策2 情報発信力の強化

現在、佐伯市では市報やHP、チラシ等様々な方法で文化芸術に関する情報を提供しています。しかし、情報を受け取る人たちの生活環境も様々であり、情報の入手ができないために文化芸術から遠ざかっている人も多く見受けられます。そういった現状を踏まえ、行政や各種活動団体等の情報発信者側も、必要かつ十分な情報を伝えることができるように発信力を高めていくことが求められます。また、若い世代への情報発信の工夫や地域住民の交流の中で交わされる口コミ等へ働きかける施策等、情報発信のあり方の検討を進めます。

(1) 佐伯市文化芸術ポータルサイトの創設

佐伯市では、数多くの文化芸術団体や社会教育団体等が存在し、文化芸術活動を行っています。それぞれの情報は多様なメディアを通じて個々に提供されるため、地域住民が文化芸術に興味を持ち情報を得ようとする場合に、どこを情報源としたらいいのかわかり難い状況があります。そこで、ワンストップで文化芸術情報を得ることができる佐伯市文化芸術ポータルサイトの創設を検討します。施設情報や市内全域のイベント情報、佐伯市にゆかりのあるアーティストや活動団体情報等の基本となる情報のほか、団体やサークルのメンバー募集、ハンドメイド等の創作物のインターネットショップ、寄附等の応援まで、住民同士の交流や経済活動が生まれる機能を備えた一体型のポータルサイトの実現へ取り組みます。

(2) 戦略的な広報活動

従来の紙媒体の情報提供についても、記載方法の工夫や配布場所等の改善を行い、効果的な広報に繋がるよう努めます。また、広報戦略については、秘書広報課や社会教育課等の関係部署のほか、各種団体及び企業等と連携を図り実施します。

第4章 文化芸術振興計画の推進

1 推進体制と役割

本計画の着実な推進を図るため、「佐伯市文化芸術推進会議」（仮称）を設置し、各基本施策における取組項目の状況把握や、意見交換等を行います。

また、計画の推進にあたっては、市民、文化芸術団体、行政は、自主的に、かつ相互に協力し、それぞれの役割を担いながら、文化芸術活動の振興に取り組むものとしします。

市民は文化芸術活動を享受するほか、文化芸術活動の企画・運営などを積極的に展開する提供者としての役割が期待され、文化芸術団体は、自主的に文化芸術活動を展開し、人と人をつなぎ、地域と地域をつなぐ交流の場を支援する役割があります。

さらに、行政は、文化政策に係る専門家の登用、文化芸術の振興に直接携わる部署や、その他産業や観光、福祉、教育、まちづくり等の幅広い分野の部署との連携を図りながら、団体や民間企業等とも協働し、施策に取り組む役割を担います。

2 計画の進捗管理

本計画は、7年間で想定して策定していますが、基本施策で取り組む事業については、随時、参加者からのアンケート調査や関係者からの事業報告を受け、施策の進捗状況が順調であるかを確認します。併せて、全体事業のバランスや、交流事業等が効果的に実施できているかを確認し、次年度事業へ反映します。また、計画全体については、文化芸術に対する市民の意識調査によって評価を行い、社会の状況や評価に応じて必要な計画の見直し等を行います。

參考資料

佐伯市文化芸術フォーラム～地域が輝く芸術の力～

パネルディスカッション要旨

2020(令和2)年11月1日に「地域が輝く芸術の力」をテーマに開催された佐伯市文化芸術フォーラム。1部の開館記念公演 MUSICAL「蕾(TSUBOMI)～桜舞の賛歌」に続くパネルディスカッションでは、女優の常盤貴子氏、作家の小野正嗣氏、武蔵野美術大学教授の新見隆氏、佐伯市長の田中利明氏をパネリストに迎え、佐伯市文化芸術振興計画アドバイザー平田大一氏コーディネートのもと、幅広い視点から本フォーラムのテーマについて考える意見交換が行われました。また、常盤氏と小野氏には事前に佐伯市市街地ランドデザインにおける文化芸術交流ゾーンや市内のカフェを散策していただきました。

平田 大一 (佐伯市文化芸術振興計画アドバイザー)



沖縄県出身。
南島詩人、演出家、脚本家。
2000年に「肝高の阿麻和利」の舞台演出を手掛け、地域の伝承や偉人に光をあてた「現代版組踊シリーズ」を県内はもとより東京国立劇場等でも展開。
那覇市芸術監督、沖縄県文化観光スポーツ部長と、いずれも初代の就任経歴を持つ。

ダイナミック琉球、ミルクムナリ等の作詞者としても活躍。現在、佐伯と沖縄の舞台交流も展開中、新たなホールを拠点に益々の発展を期する。

常盤 貴子 (女優)



神奈川県出身。
1991年女優デビュー。
以後、ドラマ「愛していると言ってくれ」など数々の主役級を務め、当時「速ドラの女王」と呼ばれた。映画、舞台、ドラマなど多数に出演し、常に第一線で活躍し続ける。
2004年第28回日本アカデミー賞 優秀主演女優賞(『赤い月』)受賞。2008年公開作品『釣りバカ日誌19』では物語の舞台と

なった佐伯出身の「河井波子役」として出演。
2019年エッセイ集「まばたきのおもひで」出版。
2020年映画「海辺の映画館—キネマの玉手箱」が公開中。

小野 正嗣 (作家)



佐伯市出身。
小説家・フランス文学研究者。
早稲田大学文化構想学部教授。
2001年『水に埋もれる墓』で朝日新人文学賞、2002年『にぎやかな湾に背負われた船』で三島由紀夫賞、2015年『九年前の祈り』で芥川龍之介賞受賞。
同年、佐伯市民栄誉賞受賞。

新見 隆 (武蔵野美術大学教授)



広島県出身。慶應義塾大学文学部フランス文学科卒業。
1982年から1999年2月まで、西武美術館・セゾン美術館の学芸員として、展覧会の企画を担当。イサム・ノグチ庭園美術館学芸顧問。
インディペンデント・キュレーター。大分県立美術館(OPAM)初代館長。

平田

新しくできた桜ホールという拠点をベースに文化エリアを活用しながら、どうやったら新しい文化の風を佐伯市に吹かせることができるのか、さまざまな分野のパネリストのお話を聞きながらみなさんと考えていきたいと思います。第1部の神楽とミュージカルのコラボレーション舞台はいかがでしたか。

田中

感動と感謝をいたしました。伝統文化である素晴らしい宇目神楽が子どもたちの手によって上演され、コロナ禍の邪気を払い、新しい時代の幕開けの象徴になったと思います。各学校から表現教育のために自ら集まり、障がいがある人もない人も一緒になって一つの舞台をつくりあげるといった感動がある。将来、佐伯のミュージカルは大いなる文化財になると思っています。若い人がこれからの佐伯を担っていくという勇気と希望を与えてもらいました。

平田

私は、沖縄で古典様式の演劇を元に現代版組踊を手掛けて20年になります。子どもたちが、地域の伝統に触れ、ルーツを探るきっかけになればと始めたのです。現代版組踊のアプローチ自体は、若々しい斬新さがある現代的なものですが、その根底では、「自分たちの地域にある誇りをいかに持ってもらうか」がポイントになっています。今日は、ゆるぎない伝統と躍動する未来を見た気がしました。

小野さんは佐伯の神楽をやってらっしゃった経験がおりだとうかがいました。

小野

蒲江の竹野浦河内出身で神楽を踊っていました。神楽を経験して良かった点の一つ目は公休扱いになるところ(笑)。もう一つは、年代の離れた人たちと直接ふれあい話ができるところ。平面的だけでなく垂直的なふれあいができるのです。



平田

確かに伝統文化を伝承していく中で、さまざまな世代の好循環が起こっていますね。小野先生の作品は、故郷である佐伯の言葉をよく使っていますし、テーマも故郷を扱っているものが多い印象を受けます。一方で、フランス文学を学ぶために留学をされていますが、海外に出て学んでみて、故郷で学んできたことがリンクする、あるいはクロスオーバーする、そういったものはあるのでしょうか。

小野

そうですね。地元で楽しく暮らしていると、外から見た時にどう見えるのかということにはわかりません。生まれ育った経験と全く異質な海外へ行き、歴史的な背景が異なる人たちと出会って話すと、生まれ育った土地での体験は、海外の人たちにとって貴重なのだということがわかります。8年間のフランス留学の中で、蒲江町で生きてきた経験を相対的に理解することができました。また、彼らに地元の話を持って聞かせるうちに、昔のことを思い出すこともあり、地元を離れて初めて、故郷の良さが見えてくるということが確実にありました。

平田

外に出て同じ感覚を持つ方はいらっしゃると思いますが、小野先生は、小説を通じて佐伯を再び体験することができる特殊な立ち位置ですね。物語を通して、もう一回故郷に戻っているような、還元されているような感じがしました。もう1つ伺います。地域で学んだことで、子どもたちに役立つことがあれば教えてください。

小野

地方の事について書くと、海外の地方にもつながることがあります。世界の都市が似ているように、世界各地の田舎も同じようなことが経験されていて、響き合うものがある。地方の子どもたちについては、良い言い方をすれば見守られている。悪い言い方をすれば監視されているようなところがある（笑）。いろんな大人と触れ合える環境は、その後の人生において支えになるものだと思います。



平田

常盤さんは先ほどの舞台はいかがでしたか。

常盤

映画釣りバカ日誌の撮影で初めて佐伯に来てから 15 年経って、商店街も以前より寂しくなったところに、このホール建てる！？と驚きました。佐伯以外の地方も、似たように疲弊している状況を撮影で多々見てきていますが、今日、神楽とミュージカルを見て号泣でした。佐伯には素晴らしい「人」がいるじゃないかと感じました。このキラキラした人たちが、このまちを作っていくと思うと希望しかない。子どもたちが、子どものレベルではありません。全国のレベルと比べてもかなり高い方なのではないでしょうか。

平田

釣りバカ日誌の撮影で佐伯出身の役をされた時、佐伯の言葉で苦労したことはありませんか。

常盤

方言は音を真似るとそれなりに方言に聞こえますが、音は音でしかありません。役を掴むときに大事にしていることは、「気質」です。その風土で育った、滲み出てくるものを掴むこと。釣りバカの時は、方言指導の先生の気質から、佐伯市民の気質を捉えて役作りをしました。問題を抱えた役でしたが、明るさを一番に心がけました。

平田

新見さんは、7年くらい OPAM の館長をされていましたが、元々大分にゆかりがあったのですか？

新見

ありません。OPAM の立ち上げのために、大学から派遣されたようなものでした。大学を辞めずに、月火水木は授業で、金土日が大分という 2 重生活が続きました。年間 40 往復はしていましたね。とにかく立ち上げが大変でしたが、僕は OPAM を世界一の美術館だと思います。それに、大分県は文化的な偉人や世界的な人物を輩出している土地でもありますよね。

平田

芸術家が育つ土地、ですか。外に開かれている感じですか？



新見

いや、外に全面的に開かれていない内海の大分だから、哀愁がわかる。

僕は、佐伯市は海洋民族だと感じます。佐伯には、病院と美術館が一体となった南海病院（現南海医療センター）があります⁵。普通だと、病院はしんどいところですが、まず絵を見て楽しもうという考え方をします。これも南の気質ではないかと思えます。海洋都市だから適度に開かれているし、佐伯に来るとゆったりする。他県に比べて大分県自体が面白いところだが、佐伯はしっとりした城下もあるし、自然もあるし、丁度良い寂れ方をしていると思えます。上品に寂れている。こんなところにホールつくるか！？とは一見思うが、内容を見ると、外側の形、丁度良くまちに開かれているところ、ホールの規模、使い勝手、諸々よく考えられています。結局、こういったホールは、おもしろく利用されて、楽しい寄り合い場所じゃないとまずい。そうなる可能性をこのホールは秘めています。



そうすると、次は美術館だよな、と。古い図書館も一緒にして、カフェをいっぱいつくって、映画館もあって、みたいなのが良いと思うけれど、まあそれは僕が思っているだけの話です（笑）。若い有志の人が今やり始めているように、2階に住んで、1階でカフェを提供するみたいなのも良い。

それしかない、というのはあまり面白いものではなくて、それも、ある、にしなければ。官ががんばっているけど、民も頑張っている、その両方がないと面白くはなりません。面白くできる可能性は、佐伯にあります。

平田

桜ホールを、なぜ今建てたのかという話題があがりました。今ここにホールを建てた思いはどういったことでしょうか？

田中

佐伯市は年間に人口が千人ずつ減っています。人数の問題も大事ではありますが、そこに住む人たちの質の問題を解決していく必要があると考えます。文化会館の老朽化で、新しい文化の拠点が必要になってきた時期と、418 億円の合併特例債という良い補助金があったタイミングで、桜ホールの建設を実施しました。

今まで経済が一番大事で、企業誘致や地場産業がどんどん経済活動をやっていく高度経済成長の時代にみあった生き方をしてきたが、これからは精神が土台になって、文化が経済を支えていくという発想をしていく必要があるのではないのでしょうか。昔の船頭町では裸電球の下で肩がひしめき合う賑わいがあり、もう一回その賑わいを取り戻せたらいいなという思いは当然にあります。

また、ハコモノを作るのが目的ではなく、そこに何を詰め込んでいくかという内容の部分が大事になってくると思います。一流の芸



⁵ 現在、美術品の一般公開は行っていません。

術家にも来てもらうが、8か町村の広い地域の中で、それぞれに継承されてきた伝統文化があります。例えば、蒲江ならば蒲江だけで披露してきた文化芸術を、今度はこのホールのステージを使って、他地域と一緒に感じて、佐伯の広さと素晴らしさを堪能してもらおうと、そういう舞台が必要だということでした。

運営は、中高生を含めたワーキンググループが主体的に作っていきます。文化拠点のランドマークになり得るこのホールをどう使うかという、主体的な市民の活動を期待します。

過去に、学問好きの毛利高標公が作った佐伯文庫があったように、歴史的な経緯は繰り返されます。大変な時代にあっても、人間一生勉強。死ぬまで勉強することによって、楽しく明るい元気なまちをつくってほしいなあという希望が、この桜ホールの中にあります。それは行政が指導するのではなくて、みなさんがつくっていく、そういう文化の殿堂となるのです。まち全体が美術館であり、まち全体が文化会館である、佐伯のあらゆるところに楽園があるのだという「佐伯楽園ミュージアム構想」という発想の中で、これから10年20年進化をし続けるまちになればいいなと思っています。

平田

地域と行政と一緒に作っていかないといけないということ言うなら、上下関係なく、ワーキンググループで話し合いながらそれを反映させていくという意識でやっていくことが大事ですね。このホールが、人間交流の一大拠点になったらいいなと思います。

お話うかがう中で、カフェの話もありました。常盤さんもカフェ巡りが好きだということですね。佐伯市にも好きな店があるとか。

常盤

仕事上いろいろな地方に行きますが、まず観光名所に行くより先にカフェに行きます。なぜかという、全ての文化を自分で感じ取ることができるから。どんな人たちが何を食べてどのくらいの声のボリュームで会話をするのか、何を読んでいるのかなど、いろいろな情報が収集できるので、そこで町を覗いてから、改めて観光に行くというのが好きです。釣りバカの時、佐伯に来て早々に老舗のカフェを発見し通っていました。その他にもカフェは何軒もあり、それぞれお客さんが楽しく過ごしているけれども、そんなに多くの人が集まれるような場では無く、まちの規模に比べて全体的にカフェの数がちょっと少ないという印象です。カフェは、ヨーロッパのフランスではサロン（話し合いをする場所）のように使われていて、そういう風にカフェが賑わうところは、まちとして豊かだなと感じます。

今回初めて行かせていただいたカフェのマスターは、外に出て、別の地方でも暮らし、佐伯に戻ってきた方だそうです。なぜ帰ってきたかという、年を重ねてから戻って、そこから新しいことを始めるのは大変だから。ならば若いうちに帰ってきて、そこで次の佐伯に戻ってきたいと思っている人たちの交流の場を作りたいという気持ちで帰ってきたそうです。未来を見据えることができている方なんだと、嬉しくなりました。他を知っているマスターが後輩に教えることもできるし、これからの佐伯のことをサロンとして話し合うこともできる。



なんとなく私は、佐伯市は、こうやって話し合ったり、ディスカッションしたりすることによってつくられていく町なんじゃないかと感じます。市長がおっしゃっていたように、ホールを作るにあたって、みんなの意見を集約して作られたというのがすごく納得がいきました。

平田

確かに、そういうスタイルが佐伯市にはいいかもしれませんね。

常盤

佐伯の良さでもあると思うんですよね。やっぱり皆さん明るいから。きっとおしゃべりが大好きなのだと思し、なんでも遠慮せずに言える気質で、どんどん意見を出してそれを採用して行って…、そうするとどんどん広がっていくのかなと感じました。

平田

現在、文化芸術ネットワーク会議（仮称）という構想があります。文化協会、文化団体が個別で頑張っていたものが、これからはネットワークを作ってみんなで協議しながら、それをまちづくりに反映させようという取り組みをやろうじゃないかという会議なのですが、きっと佐伯市に合っている。良いですよ。

常盤

あと、みなさんご存じだと思いますが、このホールの椅子は可動式です。いくらでもどのようにでも動かせる椅子。可動式は、使い方として難しくはありますが、可動式っていう自由さが、これからの佐伯を面白くしていくのではないのでしょうか。留まっているのではなく、どのようにでも動かせる、それは人の心でずっと動かすことができることだと思います。杭を打たれてしまったら、ここに留まることしかできなくなるけど、このホールはいくらでも動かせます。それはとても豊かなことで、みなさんのアイデア次第でどのようにも動かせるというのは、この町をとってもよく表していると思いました。



平田

その気になれば壁を取っ払って、広場にまで繋げられるようになっているし、おっしゃったように、ここを語り部の場所にして、周りから見ながら円卓会議みたいに文化や町のことを語り合うのも良いですね。飲みながらね、カフェ的に（笑）。

常盤

みんながそれを面白がれたらいいかなと思います。そういう場所、あまり他に無いと思う。

平田

このホールの特徴だと思いますが、アレンジする力がホールにあると思う。これからの工夫次第だなという感じがしますね。

ここで平田オリザさんのメッセージを紹介します。

『佐伯市のみなさん、さいき城山桜ホールの開館おめでとうございます。この劇場が、ゆっくりと皆さんの集いの場所、新しい広場となることを願っています。ぜひ、いずれ機会を創って、佐伯に伺いたいと思います』

小野先生は、オリザさんと親交があると思うのですが、館を動かすためにはアートマネージャーのような存在が必要だと思います。日曜美術館にも出演していらっしゃいますし、文学も舞台も美術も地続きだとおっしゃっていた。何か思うことがありますか。

小野

座席が動くという話から、杭が打たれると動けない、アレンジが大事とあったが、佐伯も城下と郡部で少し違う気質を持った人たちの集まりで、多様な地域でもあります。蒲江から市内に来ると、いまだに町に来たと思ったりします。開かれた場所としていろんなところから集まる人を受け入れて、自分たちはこうだと決めつけるのではなく、自分と違う人と出会うことで自分を発見するような場所になると良いですね。広場は、公共の場所として、閉ざされることなくバックグラウンドの違う人たちが集まれる場所にしないといけません。

アートマネージャーのような、外から来てくださっている方から見えてくる風景は、中にいる人の風景と違うわけですが、その視点を面白いがるというか、稼働と関連付けて言うなら、自分の場所を少しずらすよくなるといい。外の人の視点で考えられたプログラムと、ここに住んでいる我々、我々もいろいろな人が居るわけですから、そういう人たちと議論しながら運営してやっていくというあり方が望ましいと思います。

平田

新見先生は、今日この新しい文化施設を前にして何か思うことはありますか。

新見

僕は、40年くらい美術館の学芸員をやって来たので、自分を職人だと思っています。最初の上司が偉い人で、手取り足取り教わる中で、文化というのは、美術館とかホールとか劇場のことじゃないと言われました。どこにあるかわかるか？と問われて、当時美術館やホールが好きだった自分には、よくわからなかった。その先輩は銭湯と豆腐屋だと言った。銭湯と豆腐屋はどこにでもある。どんな小さな町にも必ず一つはある。そして、安くてみんなが好きで楽しめる大衆庶民のものである。一つとして同じものはない。それが文化なのだ、と。そして、日本の美術館や文化施設が、銭湯と豆腐屋に追いつくのはあと50年かかると言っていました。今40年だから、あと10年で銭湯と豆腐屋に追いつくかなあと思う中で、そういう意味でいうと自分はOPAMの運営を失敗したのかもしれない。

世界一の美術館をつくったと思ったけど、ある人に敷居が高いと言われました。美術というのはわけわからなくていい、わかる・わからないじゃなくて、わからないけど面白いと思う場だと思っていて、今でもOPAMでは、心の遊び場として日本一の教育普及活動をしてきていると思います。僕は、美術館について、心の道場と言いたいくらい、何か静謐で、何か独特の、何かかけがえのない魅力があるような、そういう聖なる場であってほしいとずっと思っていたので、あんなのそういうところが敷居を高くしちゃった、と言われたわけです。

しかも2年目に、地方の美術館ではやってはいけない禁句とされている現代美術を立て続けにうち、入館者がガクーンと減りました。でも僕はそれをやるべきだと思った。わけのわからないものを楽しんで面白いと思ってほしかったけれども、結果としては、敷居高いな、美術はわからないな、抽象は嫌だなということでした。ですが、僕は未だに、ジブリでいいともコナンでいいとも、ロケットや恐竜のガイコツ並べていいとも思っています。それはそれでいいのだけど、何か澄んだところで、何か聖なる場所であってほしいと思っています。それが、先輩の言った銭湯と豆腐屋ということを考えて、聖なるところというのは、結



局、まち全体とか、我々の日常とか、生きている場所そのものであって、寂れた家とかゴミ箱とか道路の欠けたところとか、そういう生きている面白いものがいくらでも転がっているのを探すのを、ちょっと練習問題としてやってみましょうというのが美術館だと思いついたのです。

平田

それと似たような感覚を、小野先生の小説の海町の素晴らしい描写にも感じたところがあり、また、一ヶ月前に見た宇目の神楽殿にも感じたところがあります。普段は使われてない原っぱに、ポーンと神楽殿があるんですね。そして、夜になると明かりがついて、そこで子どもたちや大人たちの練習している声が響くという。普段の暮らしの中に神々しい場所があるのだなということを感じました。

新見

芸術が伝えようとするものは、なんでもないところなんて絶対はないということ、そこら中に奇跡が転がっているということでしょう。

小野

まああの、佐伯の海辺の町に住んでいますと、奇跡のように面白いおじさんおばさんがいます。この会場の中にも宝のような人がいっぱいいるはずですよ(笑)。

もちろん、うまく言葉で表現できない、わけがわからないということに出会うという経験も必要だと思います。ちょっとした風景やちょっとした人との会話で、言葉にできないけど何か大きな感情に包まれるということはあると思う。そういうものを、不思議なことに芸術作品として切り取ると、急にわけがわからな



いという、少し遠ざけてしまうということがありますね。生きていく中で、人は必ず理解をこえた、聖なるものとか超越的なものと出会うということはあると思うので、今後ここが芸術の場所になれば、現代アートの難しいものもあっていいけど、わかりやすいものもあって、交互に交じっていくことによって、いろんなものがあっていいのだという感覚になれるのだと思います。

平田さんも、伝統的なものと、芸術的なバックグラウンドが無くても楽しめるというものとのアレンジ・融合を目指されていると思いますので、佐伯市に平田さんのような方がいらっしゃって、アドバイスをさせていただくということは大切なのかと思います。

平田

おっしゃるとおりで、僕は島の小さな祭りで育っています。笛、三振、太鼓、踊り、みたいなものを祭りで覚えた人間です。面白いことに、これを切り取って舞台に乗せると文化とか芸能になるのですが、その祭り自体をやりたかった。舞台の中で、祭りをやりたかったのです。都市化していくと、昔ながらの祭りも無くなっていく、コミュニティも無くなっていく、それをもう一回舞台の中で再生しようと。現代版組踊という舞台の形を使って、祭りをつくり、その中で子どもたちをわっしょいわっしょいと育てていく。ルーツとか伝統の深みというのは、その時はわからなくても、感動したとか、拍手もらったとか、そういう感動体験だけは子どもの中に残ります。きっと



それが、自分の尊敬する上司や先輩や仲間や友人と出会った時に、ぱっと花開くと思うのです。その種蒔きがこの取り組みだとするなら、佐伯市のミュージカルや神楽の取り組みも、同様に素晴らしいと思うんですね。市長どうでしょうか、思うところがあれば。

田中

佐伯市は、今年の3月にオーガニックシティ憲章というものを発表しました。これは空気がきれい、水がきれい、土がきれい、さらには人の心がきれい、豊かだ、人の絆がしっかり結ばれているという、こういう基本的でシンプルな表現の憲章で、世界基準であるSDGs（17の項目と67の目標）の佐伯版になることを目指して、まちづくりを出発させたところです。佐伯は自然が豊かであるというベースの上で、人間社会と自然の融合、共存を目指してまいります。人間社会の中に居て、何を自然に対し感じるかということは、感性の問題であり、文化芸術で育まれるような心の豊かさが基本にないと、自然との融合や共存はできないと思っています。オーガニックというと食の安全を目指しているように思えますが、人生観、または人の価値観そういうものを含んだ大きな憲章です。今後、もっともっと具体的な施策をうっていきます。佐伯という生活の場が豊かになっていくことが必要なので、文化芸術を楽しみながら、情報網を早く正確に伝えるスマートシティというだけでなく、人間のバランスをとっていくことがこれから重要になってきます。先ほどから、先生方のご提案や、佐伯に対する深い思いを感じることで感謝しております。ありがとうございます。

平田

最後に締め言葉をお聞きください。常盤さんは障がい者の方との文化芸術活動にも積極的に取り組んでおられますので、その活動等も含めてお願いします。

常盤

ダウン症の子たちのNPO法人の活動がありまして、その中で4回ほど舞台の公演をやらせていただいています。最初はトークで呼ばれたのですが、一言でいいから子供たちのお芝居に参加してほしいという話になり、一言というのは一番恥ずかしいので、やるならしっかりと出させてくださいとお願いし、脚本なども書き換えてもらって出演しました。稽古を重ねる中で子どもたちとふれあい、どんどんみんなを知っていきました。これは、障害のあるない関係なくすべてのことについて通用することで、ひいては戦争とかそういうことにも関係することだと思いますが、相手を知ることができれば、そこには関係性が生まれます。そうすると人は優しくなれると思います。知らないから、怖いとか危ないとか敵だとか思ってしまいがちですが、知ることができると、そこに愛が生まれます。私も佐伯に来るまでは、大分県の佐伯市がどこにあるかもわかりませんでした。今回一緒に来たスタッフも、佐伯すごいね、他とは違うものがたくさんあると言ってくださいました。食べ物なのか人柄なのか、それが何かというのは、人それぞれ心で感じるものですが、違うから面白いのであって、障がいについても同様に、関係性を持ち続けることが大事なんだと思います。

私は小学生の頃から、障がいのある子が近くにいる環境でした。クラスメイトにもいたし、土曜日だけ盲学校から一人やって来たりしました。鼓笛隊の練習場の隣が養護学校だったりで、その子たちに何してんのー！と叫んで一緒に遊んだりしていました。小学校の頃からそうやって一緒に過ごせるといいなと、これらの体験を通じて思います。子どもたちって残酷だったりもするけど、子どもなりの



残酷さだから逆差別がありません。大人の方が、気を使いすぎて逆差別をしがちなのではないかと思います。こういうことを言ったら可哀想なんじゃないかと考えてしまうのですよね。昔、ビューティフルライフというドラマで、足を切断した女性に指導してもらった時、なんで足ないの？と言ってくれた方が、気が楽だと言われました。そうしたら、その状況を説明できて、そこから関係性が始まるからです。時と場合にもよるだろうけど、壁をつくって排除するのではなく、ポンと聞いてしまう関係性を作るのは大事だと思います。

先ほども、障がい者、健常者の区別がないミュージカルを観て素敵だなと思ったところです。ちょっと遅れたりすることはあるかもしれないけど、きっちり踊れるだけの人が素晴らしいかという、そうではないと思います。その人の人生とか、個性が見えた時になんて素晴らしいのだろうと思う。その人が見つけ出した個性を見せてもらいたいと思っています。みんなが、障がいのある子を助け合いながら、一緒に踊って楽しい時を過ごしていることが、何より素晴らしいのだと思います。

平田

誰にとってもフラットな環境であることが大事ですね。日本ではハンディキャップとよく言いますが、欧米ではフィジカルチャレンジャーと呼ぶ言い方もあります。僕も沖縄で、障がい者の方が主役の音楽イベントをやっていますが、それぞれのメンバーがチャレンジしている姿が感動を呼ぶんですね。ここが、そういう発信の場所にもなっていくのではないかという気がします。

それでは新見さん、どうでしょうか。言い残すことが無いように（笑）。

新見

言いたいことはいろいろありますが、手短かに2つだけ。今日のお芝居を見てすごいなと思いました。

10年前に、ベネズエラというところで、シモンボリバルユースオーケストラという素人のシンフォニー楽団ができました。10年経った今、世界的に有名な楽団になって世界中で公演しています。指揮者も世界的に有名になり、各地で活躍している。この佐伯の劇団も、あと10年でこうなるなあという予感がしました。観ていると、ユーラシアの響きからニューヨークのウエストサイドストーリーまで、いろいろなイメージが次々と湧いてきて、佐伯が随分とグローバルに感じられました（笑）。



また、このさいき城山桜ホールは、学びの場でもあってほしいよなということで、今風に言うとライフスタイルを学ぶ？と言えばいいのか、このホール自体を「佐伯マリンおしゃれ大学」とか名付けたら、みんなの意識や使い方が変わるのではないかと思います。

平田

ありがとうございます。いろんな世代の方々が、いつでも学べていつでも卒業できるような大学のような場所になるかもしれません、拍手をお願いします（客席拍手）。そして、地元を代表して、まとめを。小野先生。

小野

ちょっと代表はできませんけれど（笑）、こういうホールがまちの中心にでき、今日、市民全体で議論するきっかけの場として平田さんがまとめてくださったと思います。一過性のイベントで終わるのではなく、みんながそれぞれの場所で、このホールを考え続けるということが大事です。常盤さんがお

参考資料

っしゃっていたように、インクルーシブネス、いわゆる外国の方や他市から来た人、すべての人を包含できる空間にしてほしいと思います。僕は、フランス留学の時に歓待を受け、劇場に足繁く通う経験をしました。同じように、外国の方が、開かれた桜ホールで何か心に経験をされて、国に帰った時に、大分の佐伯市は良いところで、心に残る体験ができましたと伝える、ソフトパワーってそういうことです。全てに開かれた場所になることを望みます。

平田

素晴らしいお話でした。佐伯のみなさんには受け止める力があると思います。人間交流の拠点になればいいですね。

この桜ホールから、地域創造し、地域発信していくという大きなミッションがあると思います。それでは最後に市長、お願いします。

田中

先ほど、共生社会の実現がここを拠点にして行われると良いとありました。このホールには、文化芸術だけではなく、食育の施設や子育ての施設もつくっています。本日は、文化芸術のトップランナーとして走り続けておられる先生たちと共に、豊かな時間を過ごさせていただきました。今日のご縁を大事にして、一過性ではなくこれからも、佐伯のために適切なアドバイスをくださるアドバイザーとして関わっていただきたいと思います（客席拍手）。これで、市長だけの願いだけでなく、市民の願いとなりました。ありがとうございました！

平田

僕を含め、みんなで対話を重ねながら、新しい取り組みの展開ができればいいなと思っています。これからもみなさん、頑張ってください！

以上で、佐伯市文化芸術フォーラムを終わります。ありがとうございました。



国指定(登録)文化財一覧

区分	番号	種 別	名 称
国 指定	1	重要有形民俗文化財	蒲江の漁撈用具
	2	特別天然記念物	カモシカ
	3	天然記念物	狩生鍾乳洞
	4	天然記念物	堅田郷八幡社のハナガガシ林
	5	天然記念物	小半鍾乳洞
国 登録	6	登録有形文化財	旧佐伯海軍航空隊掩体壕
	7	登録有形文化財	豊後水道海事博物館(旧水ノ子島灯台吏員退息所)
	8	登録有形文化財	渡り鳥館(旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所)
	9	登録有形文化財	豊後水道海事博物館塀(旧水ノ子島灯台吏員退息所塀)

大分県指定(選択)文化財一覧

区分	番号	種 別	名 称
県 指定	1	有形文化財	十三重塔
	2	〃	蔵骨器
	3	〃	佐伯城三の丸櫓門
	4	〃	常楽寺鱧口
	5	〃	木造阿弥陀如来坐像及び観音・勢至菩薩立像
	6	〃	床木河野家石幢
	7	〃	大師庵宝塔
	8	〃	神内釈迦堂石幢
	9	有形民俗文化財	切支丹柄鏡
	10	無形民俗文化財	神踊・杖踊
	11	〃	佐伯神楽
	12	〃	風流・杖踊
	13	〃	千束楽
	14	〃	蒲江神楽
	15	〃	早吸日女神社八人太鼓 附獅子舞
	16	〃	葛原神楽
	17	史 跡	白瀉遺跡
	18	〃	磨崖石塔
	19	〃	重岡キリシタン墓
	20	名 勝	藤河内溪谷
	21	天然記念物	狩生鍾乳洞内の動物
	22	〃	五所明神のナギ
	23	〃	佐伯城山のオオイタサンショウウオ
	24	〃	狩生新鍾乳洞
	25	〃	城八幡社の自然林
	26	〃	暁嵐の滝岩上植物群落
	27	〃	最勝海浦のウバメガシ林
	28	〃	洞明寺のナギ
	29	〃	八坂神社のハナガガシ林
	30	〃	宿善寺のナギ
	31	〃	宇目の野生桐
	32	〃	鷹鳥屋山の自然林
	33	〃	大島のアコウ林
	34	〃	竹野浦のビロウ
	35	〃	沖黒島の自然林
	36	〃	横島のビャクシン自生地
	37	〃	間越のウバメガシと自然林
	38	〃	蒲江カズラ
県 選択	39	無形民俗文化財	堅田踊り

佐伯市指定文化財一覧

区分	番号	種 別	名 称
市 指 定	1	有形文化財	出納家文書
	2	//	小林九左衛門の佩刀
	3	//	櫛描文壺形土器
	4	//	石幢
	5	//	矢野龍溪白筆書幅
	6	//	御城下分見明細図絵
	7	//	旧坂本家住宅
	8	//	毛利家御居間
	9	//	三府御門
	10	//	盛嶽文書
	11	//	石躰神社鳥居
	12	//	石躰神社石燈籠
	13	//	愛宕神社鳥居
	14	//	愛宕神社石燈籠
	15	//	瀧三柱神社鳥居
	16	//	年貢皆済二付御褒美下置覚
	17	//	瀧三柱神社石燈籠
	18	//	毛利高政書状
	19	//	大山積神社石燈籠
	20	//	津井夏井浦論地出入裁許申渡覚
	21	//	瀬会神社石燈籠
	22	//	浅海井浦地目付起請文前書
	23	//	浅海井浦那部戸漁人連印差上申
	24	//	宗門及び庄屋往来手形
	25	//	御役目記録及び御納経
	26	//	ときは井堤の記
	27	//	常磐渠記
	28	//	常磐渠記碑
	29	//	上小倉横穴古墳出土品
	30	//	鰐口
	31	//	御年貢免相下札
	32	//	御年貢上納通(控)
	33	//	御順道御絵図
	34	//	小林九左衛門の廟
	35	//	金馬橋碑
	36	//	西運寺山門
	37	//	観音庵宝篋印塔群
	38	//	宝篋印塔
	39	//	ガラス写真原板
	40	//	佐伯領内図
	41	//	板碑
	42	//	板碑
	43	//	宝塔
	44	//	重制石幢(六地藏)
	45	//	五輪塔
	46	//	五条文書
	47	//	戊申溜池築造関係資料
	48	//	須平庚申塔(瓦製)
	49	//	西運寺仏涅槃図
	50	//	宇藤木橋
	51	//	床木柿ノ木石幢
	52	//	床木光林庵十三仏
	53	//	洞明寺文殊菩薩像
	54	//	堂ノ間の宝塔
	55	//	堂ノ間の石幢

	56	有形文化財	長楽庵の薬師如来像
	57	//	番ノ原の宝塔
	58	//	猿谷の石風呂
	59	//	河野家文書
	60	//	上爪板碑
	61	//	崇円寺宝篋印塔
	62	//	檜野木五輪塔群
	63	//	上津小野石幢
	64	//	上津小野宝塔
	65	//	田原石幢
	66	//	河内石幢
	67	//	河内笠地藏
	68	//	宮野観音
	69	//	宇目型宝篋印塔
	70	//	市園道祖神
	71	//	長昌寺五輪塔
	72	//	市園吉祥寺跡無縫塔
	73	//	仲江笠塔婆
	74	//	塩見大師庵延命地藏
	75	//	花木五輪塔
	76	//	見明今立板碑
	77	//	松河内三車塔
	78	//	松河内宝塔
	79	//	神田弓場宝篋印塔
	80	//	豊藤宝光庵血盆塔
	81	//	河尻補陀羅院延命地藏
	82	//	田原常敬寺宝塔
	83	//	大道庵薬師如来と脇侍十二神将
市 指 定	84	//	木浦山神社
	85	//	長徳寺宝篋印塔
	86	//	重岡愛宕山聖観音
	87	//	松河内石幢
	88	//	悪所内熊野神社懸仏
	89	//	神内釈迦堂石幢(通称笠地藏)
	90	//	栗林正明寺跡層塔
	91	//	転輪山浄光寺跡の宝塔と宝篋印塔
	92	//	寺ノ迫天山源光寺跡五輪塔
	93	//	海潮山観音寺跡の宝篋印塔
	94	//	吹原石幢(笠地藏)と五輪塔
	95	//	神明山地蔵院層塔並宝篋印塔
	96	//	功休庵跡宝塔と宝篋印塔
	97	//	木ノ原古戦場千人塚
	98	//	標柱「従是東佐伯領」
	99	//	愛宕さんの石塔婆
	100	//	大乘妙典一石一字漸写塔
	101	//	稻荷神社の宝塔と板碑
	102	//	石工 平兵衛之墓
	103	//	黒岩の美女墓と位牌
	104	//	青柳の経王塔
	105	//	正定禅寺の鐘楼
	106	//	月形の鴟尾神社社殿
	107	//	千又の愛宕神社社殿
	108	//	常得山心光寺跡の阿弥陀如来仏像
	109	//	赤木村大庄屋の御用日記
	110	//	十一面観音菩薩立像と刻板
	111	//	一石五輪塔
	112	//	羽出浦天満社絵馬と天井絵
	113	//	高標書「山号額」
	114	//	十一面観音縁起の刻文

市 指 定	115	有形文化財	成松文書
	116	//	中ノ鼻宝篋印塔
	117	//	立岩神社額「権現宮」
	118	//	木造阿弥陀如来坐像
	119	//	木造不動明王坐像
	120	//	木造魚藍観音像
	121	//	木造薬師如来坐像
	122	//	木造聖観音菩薩立像
	123	//	木造地藏菩薩立像
	124	//	木造十一面観音菩薩立像
	125	//	御手洗家文書
	126	//	天保四年 改正郷村明細帳
	127	//	小浦地区「上納覚日記」及び「役本諸上納覚帳」
	128	//	清水庵の観音像
	129	//	清水庵の五輪塔群
	130	//	京塚の庚申塔群
	131	//	黒木家の石殿
	132	//	臨江庵の八十八体仏
	133	//	石斧
	134	//	楠本の庄屋古文書
	135	//	長瀬家五輪塔群
	136	//	浦之迫の古塔群
	137	//	葛原の宝篋印塔
	138	有形民俗文化財	庚申塔
	139	//	庚申塔群
	140	//	鯨の墓
	141	//	蠡蝗衆蟲供養塔
	142	//	上仲江観音堂庚申塔群
	143	//	河内四国八十八箇所石像弘法大師坐像
	144	//	通山庚申塔
	145	//	河尻登尾庚申塔
	146	//	桑の原三十三観音石像
	147	//	舞楽面
	148	//	八幡河原庚申塔群
	149	無形民俗文化財	とんど焼
	150	//	小半の扇子踊り・団七踊り
	151	//	墨つけ祭り
	152	//	田原獅子
	153	//	宇目神楽
	154	//	重岡獅子
	155	//	重岡岩戸神楽
	156	//	荒川流河尻杖
	157	//	酒利獅子
	158	//	上津小野獅子
	159	//	釘戸白熊
	160	//	中津留楽
	161	//	落水的はり祭
162	//	風流杖踊り	
163	史 跡	安井	
164	//	東島古墳石棺	
165	//	中島子玉墓	
166	//	佐伯城跡	
167	//	上小倉横穴古墳群	
168	//	樽牟礼城跡	
169	//	出納氏(藤左衛門位英他三氏)四基の墓	
170	//	因尾砦跡	
171	//	聖嶽洞穴	
172	//	柳井館跡	
173	//	三国峠	
174	//	寺屋敷跡	

市指定	175	史跡	田野磨崖仏
	176	//	木浦千人間歩
	177	//	木浦女郎の墓
	178	//	朝日嶽城跡
	179	//	蔵小野砦跡
	180	//	キリシタン不動
	181	//	西南戦役古戦場陸地峠
	182	//	用來城趾
	183	//	壺場八十八ヶ所
	184	//	丹賀砲台跡
	185	//	御手洗家墓地
	186	//	西南の役津島畑古戦場
	187	//	仙崎砲台跡
	188	名勝	暁嵐の瀧
	189	//	豊後二見ヶ浦
	190	//	銚子八景
	191	//	蓮光寺湧水
	192	//	滝内溪谷
	193	//	宇土崎洞門
	194	//	洲崎
	195	天然記念物	大宮八幡神社の自然林
	196	//	ホウライクジャク
	197	//	蝙蝠穴
	198	//	柳瀬大イチョウ
	199	//	吹原の金木犀
	200	//	細川内のモチノキ
	201	//	黒沢の柞ノ木
	202	//	後持の子鹿ノ木
	203	//	保食神社のいちいがし
	204	//	御嶽神社の大杉
	205	//	久留須の霧島つつじ
	206	//	小学校のヤマモモ
	207	//	竹林山観音庵のナギ
	208	//	沖ノ津留の柿の木
	209	//	愛宕將軍延命地藏庵の椿
	210	//	イスノキ
	211	//	スタジイ
	212	//	養福寺の大イチョウ
	213	//	東林庵のアコウ
	214	//	田鶴音防風林
215	//	西河神社のムク	
216	//	早吸日女神社のクロガネモチ	
217	//	河内田のアコウ	
218	//	洲の鼻の海浜植物群落	
219	//	弁天島天満社々叢	
220	//	天満社のクス	

佐伯市 関連施設一覧

番号	分類	施設名称	地域	対象延床面積(m ²)	建築年度
1	公民館	佐伯東地区公民館	佐伯	718	2012
2	公民館	渡町台地区公民館	佐伯	679	1974
3	公民館	佐伯地区公民館	佐伯	444	1979
4	公民館	鶴岡地区公民館	佐伯	625	1989
5	公民館	上堅田地区公民館	佐伯	424	1979
6	公民館	八幡地区公民館	佐伯	234	1971
7	公民館	西上浦地区公民館	佐伯	340	1982
8	公民館	大入島地区公民館	佐伯	32	1989
9	公民館	木立地区公民館	佐伯	340	1981
10	公民館	下堅田地区公民館	佐伯	470	2001
11	公民館	青山地区公民館	佐伯	228	1978
12	公民館	上浦地区公民館	上浦	1,795	1984
13	公民館	弥生地区公民館	弥生	2,556	1989
14	公民館	本匠地区公民館	本匠	1,171	1983
15	公民館	本匠西地区公民館	本匠	774	1971
16	公民館	宇目地区公民館	宇目	1,881	1958
17	公民館	直川地区公民館	直川	1,189	1982
18	公民館	鶴見地区公民館	鶴見	3,402	1978
19	公民館	米水津地区公民館	米水津	1,660	1981
20	公民館	蒲江地区公民館	蒲江	3,276	1987
21	公民館	森崎地区公民館	蒲江	400	1981
22	公民館	名護屋地区公民館	蒲江	516	1979
23	公民館	河内地区公民館	蒲江	696	1978
24	公民館	西浦地区公民館	蒲江	693	1979
25	公民館	畑野浦地区公民館	蒲江	895	1996
26	文化施設	さいき城山桜ホール	佐伯	4,467	2020
27	文化施設	茶室汲心亭	佐伯	127	1993
28	文化施設	郷土芸能伝承館青山	佐伯	140	1996
29	文化施設	鶴見ふるさと工房館	鶴見	249	1991
30	文化施設	米水津陶芸工房館	米水津	159	2005
31	文化施設	蒲江葛原郷土文化保存伝習所	蒲江	349	1993
32	図書館	佐伯図書館	佐伯	1,220	1981
33	博物館等	視聴覚センター	佐伯	1,278	1994
34	博物館等	歴史資料館	佐伯	1,298	2014
35	博物館等	平和祈念館やわらぎ	佐伯	886	1997
36	博物館等	本匠郷土資料館	本匠	172	1924
37	博物館等	丹賀砲台園地	鶴見	200	1987
38	博物館等	水の子島海事資料館・渡り鳥館	鶴見	285	1986
39	博物館等	蒲江海の資料館	蒲江	2,065	1979
40	産業系施設	三余館	佐伯	1,482	1988

佐伯市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定による本市の文化芸術振興の推進を目的とした、佐伯市文化芸術振興計画（以下「計画」という。）を総合的に策定するため、佐伯市文化芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術活動を行う者
- (3) 観光、教育又は地域振興関係者
- (4) 公募市民
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条2号、第3号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開する。ただし、委員長は、委員会に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(アドバイザー)

第9条 委員会の所掌事務を円滑に処理するため、文化芸術の振興に関し、専門的な知識経験を有する

参考資料

アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、市長が委嘱し、文化芸術振興計画の策定に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は地域振興部文化芸術交流課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は告示の日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 この要綱の施行の日後最初に招集する会議は、第 7 条第 1 項に規定にかかわらず、市長が招集する。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、第 2 条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

佐伯市文化芸術振興計画策定委員会 委員名簿

	役職		氏名	備考
1	委員長	学識経験者	土崎 谷夫	
2	副委員長	学識経験者 佐伯市教育委員	岩佐 礼子	
3	委員	学識経験者・大分県芸術振興会議理事長	戸口 勝司	
4	委員	さいき城山桜ホール運営委員長(海外アート)	桑門 超	
5	委員	文化協会代表	廣津留 由紀子	
6	委員	佐伯市文化振興会事務局長	吉田 英子	
7	委員	糺屋本店代表取締役(食文化)	浅利 妙峰	
8	委員	佐伯市観光協会代表	永松 毅文	
9	委員	さいき城山桜ホール子育て室長	神田 芳	高校生部会担当
10	委員	多文化共生マネージャー	森川 寿子	
11	委員	アートコミュニケーション代表(障がい者芸術)	松本 裕樹	
12	委員	公募	齋藤 貴雅	
13	委員	公募	成松 圭子	

<アドバイザー>

1	アドバイザー	大分合同新聞社文化科学部長(地域報道部長)	帆足 朋成	
2	アドバイザー	沖縄県文化芸術振興アドバイザー	平田 大一	

<高校生ワーキンググループ>

1	高校生部会	佐伯豊南高等学校2年	青木 洸佑	
2		日本文理大学附属高等学校3年	小寺 望里	
3		日本文理大学附属高等学校3年	小寺 知里	
4		日本文理大学附属高等学校3年	西條 由季乃	
5		佐伯鶴城高等学校1年	齋藤 舞人	
6		佐伯鶴城高等学校2年	椎原 琉音	
7		日本文理大学附属高等学校3年	柴田 まなみ	
8		日本文理大学附属高等学校1年	松尾 彩加	
9		佐伯豊南高等学校3年	渡辺 有結	

五十音順

○文化芸術基本法

平成 13 年法律第 148 号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施

参考資料

策に係る事項について、第 36 条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第37条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる

民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第 15 条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第 16 条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第 17 条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第 18 条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第 19 条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第 20 条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第 21 条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第 22 条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

参考資料

第 23 条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第 24 条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第 25 条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第 26 条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第 27 条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第 28 条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第 29 条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第 29 条の 2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第 30 条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第 31 条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第 32 条 国は、第 8 条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業

者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第 33 条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第 34 条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第 35 条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第 4 章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第 36 条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第 37 条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

文化芸術振興計画
佐伯市文化芸術交流のまちづくり計画

～人と地域と未来が輝く！楽園ミュージアム～

令和3年3月
大分県佐伯市

佐伯市役所 地域振興部
文化芸術交流課（本庁舎2階40番窓口）
〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号
TEL：0972-22-4529
FAX：0972-22-0025

